

第3回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年8月12日(火) 午後2時30分から

場所 樋脇町 ホテルグリーンヒル

川薩地区法定合併協議会

第3回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年8月12日(火)
午後2時30分から
場所：ホテルグリーンヒル(樋脇町)

会 次 第

1.開 会

2.会長あいさつ

3.議 事

(1)議案審議

- | | | |
|--------|--------------------|-----|
| 議案第12号 | 新市名称の公募方法等(案)について | P 5 |
| 議案第13号 | 新市名称候補選定基準等(案)について | P11 |

(2)提案事項

- | | | |
|--------|------------------|-----|
| 提案第 8号 | 新市まちづくり計画原案について | P14 |
| 提案第 9号 | 地方税の取扱いについて | P16 |
| 提案第10号 | 補助金、交付金等の取扱いについて | P51 |
| 提案第11号 | 障害者福祉事業について | P69 |
| 提案第12号 | 高齢者福祉事業について | P77 |

(3)報告事項

- | | |
|-----------------------|-----|
| 合併協定項目市町村協議スケジュールについて | P89 |
| 地域情報化計画策定について | P90 |
| 新市名称等検討小委員会の報告について | P92 |
| 社会福祉協議会の協議状況について | P93 |
| 事務の進捗状況について | P94 |
| 一部事務組合について | P95 |

(4)その他

- | | |
|---------------|-----|
| 次回協議会の開催等について | P97 |
|---------------|-----|

4.閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甌村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甌村
計画班員	山内 拓也	下甌村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第 1 2 号 (第 2 回協議会提案・継続審議)

新市名称の公募方法等 (案) について

川薩地区法定合併協議会における新市名称の公募方法については、別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

() 新市名称の公募実施等(案)について

1 公募の目的

- (1) 住民の合併問題に対する関心の喚起を図る。
- (2) 合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3) 新市名を幅広く公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4) 新市名を幅広く公募することにより、川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村)の知名度の向上を図る。

2 公募内容

合併新市にふさわしい市名を公募する。

3 公募方法

次の内容について募集要項を定め、公募を行う。

(1) 応募資格

とくに制限を設けない。

(2) 応募方法

応募は、次に掲げる方法で、応募用紙等には1点だけ記入、一人何点でも応募できるが、応募数は選定基準としない。

なお、同一人の同一名称の応募は1点限りとする。

イ 応募用紙(事務局で作成する専用応募用紙で切手不要)

ロ 官製はがき

ハ ファックス

ニ ホームページ

応募の際には、必要事項として、新市名称(漢字の場合は、必ず「ふりがな」を振ること)、その意味・命名の理由、住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を明記することとする。(年齢及び性別は省略可)

電話での受付は行わないが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受付ける。

(3) 公募期間

平成15年8月25日から平成15年9月25日(消印有効)までとする。

(4) 周知方法

協議会だより・各市町村広報誌・ホームページ・新聞等により周知する。

(5) 発表

川薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、協議会だより、各市町村広報紙及びホームページで発表する。

(6) 賞品

イ 名付け親大賞 1名 「賞状、10万円分商品券又は旅行券(但し、児童・生徒の場合は10万円分図書券)及び地元特産品」

ロ 名付け親賞 最高10名 「賞状、1万円分商品券(但し、児童・生徒の場合は1万円分図書券)及び地元特産品」

ハ 優秀賞 最高20名 「賞状、5千円分商品券(但し、児童・生徒の場合は5千円分図書券)及び地元特産品」

(7) 使用する文字

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用し、漢字の場合には必ず「ふりがな」を振ることを明記する。

(8) 現在の9市町村名の使用について

表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったものは無効。

(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら無効。)

ただし、現在の9市町村名に組み合わせた名称については有効。

(9) 新市名称の決定の流れ

合併協議会内に設置する新市名候補選定小委員会において、選定基準を定め、それに基づき応募作品の中から候補名を5点程度選定する。

次に、小委員会において選定された候補名の中から新市名を決定する議案を協議会に提案し、協議会において新市名候補1点を決定する。

(10) その他

川西薩地区法定合併協議会への応募作品については、応募者へ連絡し、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とする。

() 新市名称募集要項(案)について

1 公募内容等

- (1) 川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村)の特徴を表し、合併にふさわしい新市の名称を公募します。
- (2) 新市名称には、漢字、ひらがな、カタカナいずれも使用できます。また、その組み合わせも自由とします。漢字を使用する場合には必ず「ふりがな」を振って下さい。
なお、表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったものは、使用できません。(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら使用できません。)
ただし、現在の9市町村名に(他の文字を)組み合わせた名称については使用できます。
- (3) 応募作品は、同一作品の多少にかかわらず、選定する際の参考資料とさせていただきます。

2 応募方法等

- (1) 応募資格
どなたでも応募できます。
- (2) 応募方法
応募は、「新しい市の名前(漢字の場合は、必ずふりがな記入)」「その意味・命名の理由」「住所」「氏名」「年齢」「性別」「電話番号」を明記し(・については省略可)次に掲げる方法で、応募用紙等に1点だけ記入して下さい。お一人様何点でも応募できます。(同一人の同一名称の応募は1点限りとします。)
公募はあくまで種類の募集であり、「応募数の多い少ないは、選定基準ではありません」のでご了承ください。
イ 応募用紙(事務局で作成する応募用紙で応募する方に限り切手は不要です。)
ロ 官製はがき
ハ FAX 0996-22-6295
ニ ホームページ <http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp>
電話での受付は行いませんが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受け付けます。
- (3) 期間
平成15年8月25日から平成15年9月25日(消印有効)までとします。
- (4) 発表
川薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、合併協議会だより、市町村広報紙及びホームページで発表いたします。
- (5) 賞品
応募者に抽選で賞品を贈呈いたします。
イ 名付け親大賞 1名 「賞状、10万円分商品券又は旅行券(但し、児童・生徒の場合は10万円分図書券)及び地元特産品」
ロ 名付け親賞 最高10名 「賞状、1万円分商品券(但し、児童・生徒の場合は1万円分図書券)及び地元特産品」
ハ 優秀賞 最高20名 「賞状、5千円分商品券(但し、児童・生徒の場合は5千円分図書券)及び地元特産品」
- (6) 川西薩地区法定合併協議会での応募作品
川西薩地区法定合併協議会への応募作品については、応募者へ連絡をとり、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とします。

(7) お問い合わせ先

川薩地区法定合併協議会事務局

〒895-8650 鹿児島県川内市神田町3番2号 川内市役所内

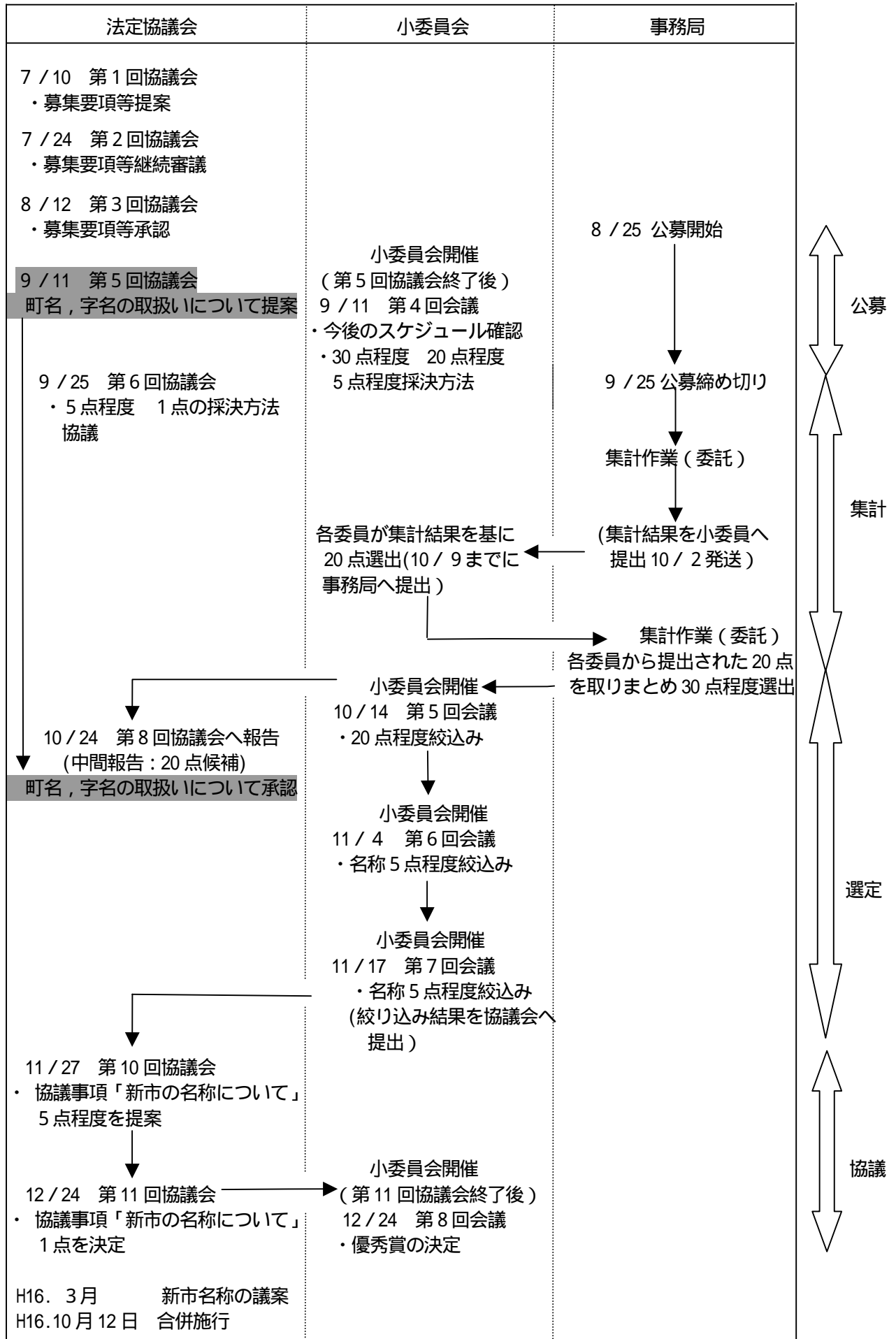
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-22-6295

【記入例】

<div data-bbox="320 432 427 528" style="border: 1px solid black; width: 67px; height: 43px; display: inline-block;"></div> 〒 895-8650 鹿児島県川内市神田町3番22号 (川内市役所内) 川薩地区法定合併協議会事務局 行	新しい市の名称(必ずふりがな記入) <hr/> <hr/> その意味・命名の理由 <hr/> <hr/> 住所 <hr/> <hr/> 氏名 <hr/> <hr/> 年齢(省略可) 性別(省略可) <hr/> <hr/> 電話番号 <hr/> <hr/>
---	---

応募された作品に関するいっさいの権利は、川薩地区法定合併協議会に帰属します。

今後の新市名称検討スケジュール（案）について



議案第13号（第2回協議会提案・継続審議）

新市名称候補選定基準等（案）について

川薩地区法定合併協議会における新市名称候補選定基準等については、別紙のとおり定める。

平成15年7月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

新市名称候補選定基準等（案）について

1 選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- (1) 川薩地区（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村（以下「本地区」という。））が地理的にイメージできる名称
- (2) 本地区の特徴を表す名称
- (3) 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- (4) 住民の地域イメージにふさわしい名称
- (5) 住民の一体性を醸成しやすい名称
- (6) 対外的に覚えやすい名称
- (7) 既存の市町村名は、組み合わせは使用可能。
- (8) その他、新市としてふさわしい名称

2 応募数と選定基準

公募は、あくまでも新市名称候補の種類募集であり、同一名称の応募数の多寡（多い、少ない）は選定基準としない。

3 選定方法

- (1) 新市名称候補は、応募作品の中から5点程度を小委員会の協議により決定する。
- (2) 法定協議会で1点に選定する。

4 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を著しく損なわない範囲で修正することができるものとする。

5 選定の流れについて

(1) 応募の集計(事務局)

(2) 集計経過を10/2小委員会委員へ提出(下記の一覧表提出)
50音順応募一覧表

NO	名称	よみがな	その意味

50音順応募一覧表 9市町村からの応募

NO	名称	よみがな	その意味

50音順応募一覧表 県内からの応募(9市町村除く)

NO	名称	よみがな	その意味

9市町村からの応募 応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

県内からの応募 応募数上位(30)(9市町村除く)

順位	名称	よみがな	票数

応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

よみがな応募数上位(30)

順位	よみがな	票数

表記応募数上位(30)

順位	名称	票数

- (3) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表から20点程度絞り込みを行う。
・各委員は絞り込んだ20点程度を10/9までに協議会事務局に提出する。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。
- (4) 10/14第5回小委員会に事務局が(3)で集計した30点程度を提出する。
30点程度を20点程度まで絞り込む。
- (5) 小委員会で絞り込んだ20点程度を10/24第8回協議会で、中間報告を行う。
- (6) 11/4第6回小委員会・11/17第7回小委員会、20点程度を5点程度まで絞り込む。
5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。
-
- (7) 11/27第10回協議会へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。
協議会で5点程度について、意見交換と、最終決定までの流れを協議する。(継続審議)
- (8) 12/24第11回協議会で新市名称候補1点を決定する。
- (9) H16. 3月 新市名称の議案
- (10) H16. 10月12日 合併施行

(1)~(6)までは、小委員会で協議する。小委員会で5点程度まで絞り込む間、委員長は議長ではあるが、新市名称候補選定小委員会委員として採決権を持つこととする。

(1) 提案事項
提案第 8 号

新市まちづくり計画原案について

新市まちづくり計画原案について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 1 2 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

新市まちづくり計画原案について
別紙のとおり

平成 年 月 日 確認

策定スケジュール

	策定段階	審議段階	日程	会議等
1	計画原案	幹事会提案	8月7日	第2回幹事会
2		協議会提案	8月12日	第3回協議会
3		【計画に対する広聴広報】	8月17日 ~9月13日	・まちづくり広聴会 ・まちづくりフォーラムとの意見交換 ・ホームページ等による意見募集
4		幹事会事前協議	9月18日	第5回幹事会（第1次意見集約）
5		協議会審議	9月25日	第6回協議会
6		幹事会事前協議	10月2日	第6回幹事会
7		協議会審議	10月9日	第7回協議会
8	計画原案の修正 （計画案の確定）	修正原案幹事会事前提案	11月6日	第8回幹事会
9		修正原案協議会提案	11月13日	第9回協議会
10		修正案幹事会事前協議	11月20日	第9回幹事会（第2次意見集約）
11		修正案協議会審議	11月27日	第10回協議会
12	計画案県知事協議 ・計画決定	計画幹事会事前協議	12月18日	第10回幹事会（県知事協議報告）
13		計画協議会審議	12月24日	第11回協議会（県知事協議報告）

提案第 9 号

地方税の取扱いについて

合併協定項目 8 号「地方税の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 12 日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、合併年度は 1 市 4 町 4 村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

1. 個人市民税の均等割については、標準税率（2,500 円）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
減免については、川内市の例による。
2. 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（14.7%）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。
3. 固定資産税の税率については、現行のとおり（1.4%）とする。
減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

- 4．特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。
- 5．鉱産税は、入来町の例により調整する。
- 6．軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。
減免、課税免除については、川内市の例により調整する。
非課税の範囲については、地方税法第 443 条によるものとする。
- 7．市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
- 8．入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（100 円）の例により調整する。
課税免除については、合併までに調整する。
入湯税の充当については、新市において平成 17 年度分から調整する。
- 9．納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。
納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。
- 10．個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。
- 11．口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。
- 12．納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

平成 年 月 日 確認

地方税の取扱いについて

1 . 協議項目の要旨・留意点

地方税上、市町村が課税できる税として構成市町内には「市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」「鉱産税」「特別土地保有税」の普通税と、「入湯税」「国民健康保険税」の目的税があり、これら地方税の取扱いについて協議する。

各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。

ただし、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一課税することで、著しく衡平を欠くと認められる場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年間に限り、不均一課税を行うことができるようになっている。

国民健康保険税、介護保険料については、給付事業との関連があることから別途協議する。

関連資料については、別紙のとおりである。

2 . 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の観点から調整を行い提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

2 市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

（1）法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である百分の 14.7 を基本とする。

ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

（ア）資本金等が 1 億円以下の法人等

百分の 12.3

（イ）資本金等が 1 億円を超え 10 億円以下の法人等

百分の 13.5

（2）都市計画税の税率は、百分の 0.24 とする。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

（3）固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。
ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。
- (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。
ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。
- (4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 事業所税については、現行のとおりとする。
ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。
- (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。
ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

納税関係の取扱い

- (1) 納税奨励金及び徴税取扱い報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- (2) 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。
- (3) 督促手数料については、篠山町の例による。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

2 市 2 町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- (2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第 1 期の納期は 5 月 1 日から 5 月 31 日とする。
- (4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- (5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- (6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

地方税法（抜粋）

(1) 市町村の配置分合があった場合の課税権の承継（第 8 条の 2）

市町村の廃置分合があった場合、消滅した市町村に係る地方団体の徴収を目的とする権利は、承継市町村が承継する。この場合、消滅市町村がした賦課徴収等の手続は、承継市町村がした賦課徴収等の手続とみなす。

(2) 個人の均等割の税率（第 310 条）

・・・均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	(1)人口 50 万以上の市	(2)人口 5 万以上 50 万未満の市	(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村
税 率	年額 3,000 円	年額 2,500 円	年額 2,000 円

(3) 個人市民税の納期（第 320 条）

普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6 月、8 月、10 月及び 1 月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6 月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(4) 個人市民税の減免（第 323 条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

(5) 法人市民税の制限税率（第 314 条の 6）

法人税割の標準税率は、100 分の 12.3 とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100 分の 14.7 を超えることができない。

(6) 固定資産税の減免（第 367 条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(7) 固定資産税の納期（第 362 条）

固定資産税の納期は、4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(8) 特別土地保有税の免税点（第 595 条）

市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内において・・・
それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

- ・政令指定都市 2,000 平方メートル
- ・都市計画区域を有する市町村の区域 5,000 平方メートル
- ・その他の市町村の区域 10,000 平方メートル

(9) 軽自動車税の納期（第 445 条）

軽自動車税の納期は、4 月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(10) 課税免除（第6条）

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

合併特例法（抜粋）

(1) 不均一課税（第10条）

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

5. 今後の協議スケジュール

平成15年 8月28日 各市町村協議回答
平成15年 9月 4日 （幹事会一次協議）
平成15年 9月18日 （幹事会二次協議）
平成15年 9月25日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【個人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割については、標準税率(2,500円)を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。 納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 減免については、川内市の例による。 					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
納税義務者	市内に住所を有する個人…均等割+所得割 市内に事務所,事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者…均等割	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	
賦課期日	1月1日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
課税標準及び税率	均等割 2500円(標準税率) 所得割(標準税率)	均等割 2000円(標準税率) 所得割(標準税率)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	
減免	<p>1 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人</p> <p>(5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの</p> <p>(6) 天災その他特別の事情があると認める者</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(川内市税減免の基準に関する規則)</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【個人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
賦課期日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税標準及び税率	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	標準税率 2,500円とする。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に 続3年度間は現行の税率を適用する。 【課税標準】 人口50万人以上 3,000円 人口50万人以上50万人未満 2,500円 これ以外の市町村 2,000円	
減免	川内市に同じ。 ただし、市を町に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。	川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。	川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する 条例で定めている。	川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。	減免については、川内市の例による。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【個人市町村民税】	総務部会 税務分科会	
調整方針（案）							
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
非課税範囲	<p>1 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万2千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	
申告期限	3月15日	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
納期	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月28日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月28日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月28日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月25日まで</p> <p>2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。</p>	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p>	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p>	<p>樋脇町と同じ</p>	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月15日から6月30日まで</p> <p>第2期 8月15日から8月31日まで</p> <p>第3期 10月15日から10月31日まで</p> <p>第4期 12月15日から12月25日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p>		
納付書発送方法	<p>・個人市民税、納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収市県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬</p>	<p>納税嘱託員へ内容については、川内市と同じ</p>	<p>・個人町民税、納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書、納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月中旬</p>	<p>・自治公民館加入者は納税通知書納付書とも自治公民館長へ</p> <p>・自治公民館未加入者は納税通知書納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬</p>	<p>個人町民税：納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長に公民館文書で送付。</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送で送付。</p> <p>特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>実施時期 特別徴収 6月 普通徴収 6月上旬</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【個人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
非課税範囲	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
申告期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納期	入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。	1 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 2 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。	入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。	川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。	
納付書発送方法	納税組合加入者は納税通知書を職員使送便 納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 特別徴収村民税、特別徴収義務者による個人配布 実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬	普通徴収…納付書及び納税通知書は直接郵送。 特別徴収…納付書及び納税通知書は特別徴収義務者へ送付。個人へは特別徴収義務者による配布。 実施時期…普通徴収 5月上旬、特別徴収 6月上旬	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	個人村民税、納税通知書と納付書は区長 特別徴収村民税、特別徴収義務者による個人配布 実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【法人市町村民税】	総務部会 税務分科会	
調整方針(案)	・法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人…均等割+所得割 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない者…均等割 市内に事務所、事業所、又は寮を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある者	川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。	
課税標準及び税率 均等割	均等割(標準税率)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ、	川内市に同じ		
法人税割	法人税割14.7%(制限税率)	法人税割12.3%(標準税率)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ		
申告期限	各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 ただし、監査延長法人は3ヶ月以内	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ、	川内市に同じ		
納期	各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 ただし、監査延長法人は3ヶ月以内	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ、	川内市に同じ		
納付書発送方法	申告書と同時発送	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ、	川内市に同じ		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【法人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税標準及び税率 均等割	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
法人税割	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。 ただし、合併特別法第10条の規定により、合併年度に 続く3年度間は現行の税率を適用する。	
申告期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納期	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納付書発送方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い			【固定資産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の税率については、現行のとおり(1.4%)とする。 減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する条例については、合併までに調整する。 納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。 				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
課税客体	土地、家屋、償却資産	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
納税義務者	固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
賦課期日	1月1日	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
税率	1.4%(標準税率)	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
免税点	同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
減免	<p>1 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか特別の事情があると認める固定資産</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格</p> <p>(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格</p> <p>(4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格</p> <p>(5) 減免を受けようとする理由及び第1項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>低開発地域工業促進法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、川内市企業立地促進条例、農村地域工業等促進法による課税免除</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例・過疎地域産業開発促進条例による減免</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【固定資産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納税義務者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
賦課期日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
税率	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
免税点	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
減免	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 1(4)はなし。 里村工業開発促進条例による減免	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 1(4)なし 災害被害者に対する町税の減免に関する条例	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 3 なし 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例による減免	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 3 なし 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例による減免	川内市の例により調整する。 ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				〔固定資産税〕	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
非課税の範囲	地方税法第348条のとおり	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
償却資産申告期限	1月31日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
納期	第1期 5月1日から同月28日まで 第2期 7月1日から同月28日まで 第3期 9月1日から同月28日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 2 固定資産税額が4,000円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月28日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月15日から5月31日まで 第2期 7月15日から7月31日まで 第3期 9月15日から9月30日まで 第4期 11月15日から11月30日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬	納税嘱託員へ内容については、川内市に同じ	・納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬	・自治公民館加入者は納税通知書納付書とも自治公民館長へ ・自治公民館未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬	・納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長へ ・自治公民館文書により送付。 ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送する。 ・実施時期 普通徴収 5月上旬	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				(固定資産税)	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
非課税の範囲	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
償却資産申告期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納期	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から6月2日まで(15年度に限り) 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から6月2日まで(15年度に限り) 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 4月1日から同月30日まで(評価替年時 5月1日から同月31日まで) 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。	
納付書発送方法	納税組合加入者は納税通知書を職員使送便 納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 実施時期 普通徴収4月上旬	納税義務者へ直接郵送	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬、評価替年時 5月上旬	・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬、評価替年時 5月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い			【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
課税客体	5000㎡以上の土地	川内市に同じ	川内市に同じ	10,000㎡以上の土地	東郷町に同じ
納税義務者	1月1日現在、取得後10年未満に基づき5000㎡以上土地を保有している所有者、又は1年以内に、5000㎡以上取得した土地の所有者	川内市に同じ	川内市に同じ	1月1日現在、取得後10年未満に基づき10,000㎡以上土地を保有している所有者、又は1年以内に、10,000㎡以上取得した土地の所有者	東郷町に同じ
課税標準額	購入の場合は購入の代価、手数料、その購入のために要した費用の合計額 購入以外の場合はその土地の取得に通常要する価格	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
税率	土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
減免	市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする理由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	川内市に同じ ただし市を町に置き換える	川内市に同じ ただし市を町に置き換える	川内市に同じ ただし市を町に置き換える	川内市に同じ ただし市を町に置き換える

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。	
納税義務者	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。	
課税標準額	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
税率	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
減免	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
免税点	同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ ただし5,000平方メートルを10,000平方メートルに置き換える	東郷町に同じ	
徴収方法	申告納付	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
申告納付期限	保有分は5月末、取得分は2月末と3月末	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
納付書発送方法	郵送	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
免税点	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。	
徴収方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
申告納付期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納付書発送方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【鉱産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・ 鉱産税については、入来町の例による。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
課税客体	該当なし	該当なし	鉱業法第3条で規定する鉱物の掘採事業	該当なし	該当なし	
納税義務者			鉱業者			
課税標準額			鉱物の価格			
税率			100分の1 ただし、作業場において期間内に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合は、100分の0.7とする。			
申告納付期限			前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について毎月15日から同月末日までに申告納付しなければならない			
納付書発送方法			申告書と同時発送			
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	入来町の例による。	
納税義務者					入来町の例による。	
課税標準額					入来町の例による。	
税率					入来町の例による。	
申告納付期限					入来町の例による。	
納付書発送方法					現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。 ・納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限については、月末とする方向で調整する。 ・減免、課税免除については、川内市の例により調整する。 ・非課税の範囲については、地方税法第443条によるものとする。 					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
課税客体	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
納税義務者	<p>1 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」といふ。)に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</p>	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
賦課期日	4月1日	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
車種別税額	<p>1(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円</p> <p>3輪のもの 年額 3,100円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500円</p> <p>自家用 年額 7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000円</p> <p>自家用 年額 4,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 4,700円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし (2)軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア軽自動車中</p> <p>専ら雪上を走行するもの</p> <p>年額2,400円を加える。</p>	樋脇町と同じ	川内市と同じ	樋脇町と同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納税義務者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
賦課期日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
車種別税額	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	川内市、東郷町の例により調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い					【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)							
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
納期	5月1日から5月28日まで	4月11日から4月30日まで	4月11日から4月30日まで	4月11日から同月30日まで	4月15日から4月30日まで		
減免	<p>1 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 公益のため直接専用する軽自動車等</p> <p>(2) 前号に掲げるほか特別の事情があると認める軽自動車等</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車の種別</p> <p>(2) 軽自動車の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の形式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 身体障害者等に対する軽自動車税の減免</p> <p>○身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」といふ)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」といふ)が有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」といふ)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る)○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するものである軽自動車等</p> <p>○上記の提出期限は、納期限前7日までに申請</p> <p>○前年度の減免申請者で次年度課税対象となる車両を有するものへ減免申請書を送付し、申請を促す。新規の者へは広報誌により記事を掲載して申請を促す。</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1は、町長は、公益のために直接専用するものと認める軽自動車などに対しては、軽自動車税を減免することができる。</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>		
課税免除	<p>商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>川内市と同じ</p>	<p>次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 商品であって使用しない軽自動車</p> <p>(2) 軽自動車などを製造又は販売する者が車体試験のため所定の表示をして使用するもの(営業者1人について1台に限る。)</p>	<p>川内市と同じ</p>	<p>川内市と同じ</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納期	4月11日から同月30日まで	5月1日から5月31日まで	4月11日から同月30日まで	4月11日から同月30日まで	川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。	
減免	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市の例により調整する。	
課税免除	川内市と同じ ただし、「日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの」を加える。	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市の例により調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
非課税の範囲	<p>【軽自動車税の非課税の範囲】(地方税法第443条)</p> <p>第443条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、軽自動車税を課することができない。</p> <p>2 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>【樋脇町税条例】 所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。 但し、公用又は公共の用に共するものについては課さない。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>【入来町税条例】 所有者が法第443条第2項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。 但し、公用又は公共の用に共するものについては課さない。</p>	<p>川内市に同じ</p>	<p>川内市に同じ</p>	
納付書発送方法	納税組合へは使送便,未加入者は郵送	納税嘱託員へは私送便,未加入者については郵送	納税組合へは使送便,未加入者は郵送	自治公民館加入者へは使送便,未加入者は郵送	納税組合は公民館文書,未加入者は郵送	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
非課税の範囲	川内市に同じ	川内市に同じ 【上甌村税条例】 日本赤十字社が所有する軽自動車のうち救急用のものには課さない。	川内市に同じ	川内市に同じ 【鹿島村税条例】 公用又は公共の用に供するものについては課さない。 日本赤十字社が所有する軽自動車のうち救急用のものには課さない。	地方税法第443条による。	
納付書発送方法	納税組合へは職員使送便、未加入者は郵送	納税義務者へ直接郵送	川内市に同じ	村内納税者分納税通知書納付書は区長へ 村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い		【市町村たばこ税】		総務部会 税務分科会
調整方針（案）	・市町村たばこ税については、現行のとおりとする。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
課税標準額	<p>たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p> <p>区分 重量</p> <p>(1) 喫煙用の製造たばこ</p> <p>ア バイブたばこ 1グラム</p> <p>イ 葉巻たばこ 1グラム</p> <p>ウ 刻みたばこ 2グラム</p> <p>(2) かみ用の製造たばこ 2グラム</p> <p>(3) かき用の製造たばこ 2グラム</p> <p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p>	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
課税免除	卸売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
税率	<p>旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ</p> <p>1、000本につき2,977円</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ</p> <p>1、000本につき1,412円</p>	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
申告期限・納期	毎月末日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
納付書発送方法	納税義務者が指定の様式を作成	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【市町村たばこ税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税標準額	川内市に同じ ただし、4の後段なし	川内市に同じ	川内市に同じ ただし、4の後段なし	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税免除	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
税率	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
申告期限・納期	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納付書発送方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い					[入湯税]	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。 課税免除については、合併までに調整する。 入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。 						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ		
課税免除	年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	川内市に同じ	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 長期療養を必要とする者 入来町老人福祉センターに設置された浴場に入湯する者のうち、町内に住所を有する高齢者(年齢65歳以上の者)、障害者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者及び精神薄弱者)又は寡婦(夫と死別した婚姻届をしていない者又は夫と離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族を有する者)	年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 町が地域住民の福祉の向上を図るため近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯	川内市に同じ		
税率	入湯客 1人1日につき 100円	入湯客 1人1日につき 100円	入湯客 1人1日につき 100円	入湯客 1人1日につき 150円	入湯客 1人1日につき 100円		
徴収方法	特別徴収	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ		
施設名	富士屋、双葉旅館、梅屋旅館、西方屋、旅館泉荘、喜久屋旅館、竹屋旅館、ホテルマル善、温泉平佐城、春日荘、川内ホテル、ホテルおとり荘、ホテル東洋、ホテル太陽パレスの14施設	摩摩の里、きくすい館、市比野荘、みどり屋、紫月荘、サンシャイン和光、丸山温泉、奥旅館、松葉荘、喜久屋、まつみ荘、みなと屋、久木田温泉、八重荘、グリーンランド市野野、サンライシティ比野、グリーンヒル	入来町社会福祉協議会、ホテルふちさき、旭屋、ちどり屋、城山観光(株)	該当施設なし	いこいの村いわた池、祁答院ゴルフ倶楽部、ホテル祁答院、ぶくち旅館、有田屋、秀水園、小島旅館 の7施設		
納付書発送方法	不足時に、1冊(50枚)配布 郵送	4月に各業者に1年分配布 郵送	年度前に15枚送付 郵送	該当なし	年度当初12枚送付する。 郵送		
入湯税充当状況 (平成14年度)	川内市観光協会運営補助金 事業費 4,231千円 (入湯税 881千円、一般財源他 3,350千円) 観光施設整備補助金 事業費 2,861千円 (入湯税 2,661千円、一般財源等 0千円)	消防指令車 事業費 2,040千円(入湯税500千円、他1,540千円) 消火栓維持管理費負担金 事業費1,834千円(入湯税837千円、他997千円) 市比野温泉杯サッカー大会補助金 事業費2,000千円(入湯税 1,600千円、他400千円) 観光協会地域活性化イベント補助金 事業費 1,500千円(入湯税1,000千円、他500千円) R川内駅電照広告料 事業費347千円(入湯税300千円、他47千円) 観光キャンペーン事業 事業費503千円(入湯税405千円、他98千円)	小型合併処理浄化槽設置事業 事業費16,150千円 (入湯税4,257千円、一般財源他2,663千円)	該当なし	防火水槽設置事業 事業費2,860千円 (入湯税2,800千円、一般財源60千円) 鶴牟田池優勝の森整備他 事業費40,841千円 (入湯税2,831千円、一般財源他38,010千円)		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				[入湯税]	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ	該当なし	該当なし	該当なし	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税免除	年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 里村交流センターで福祉目的に入湯する村民				、については地方税法の規定により、現行のとおりとする。 入来町、東郷町、里村の 及び については、合併までに調整する。	
税率	入湯客 1人1日につき 150円				川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。	
徴収方法	川内市に同じ				地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
施設名	里村交流センター				現行のとおりとする。	
納付書発送方法	納税義務者が指定の様式を作成				合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	
入湯税充当状況 (平成14年度)	・泉源取湯ポンプ取替工事 事業費2,310千円 (入湯税1,490千円、一般財源他820千円)				新市において、平成17年度分から調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【納税組合】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。 ・納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助金制度の中で調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
規約・規定等	川内市納税組合奨励金交付規則	なし	入来町納税組合報償金交付規程 (ただし、平成14年度は予算を総務課で計上し、公民会活動助成金として交付した。15年度の予算計上額400万円。)	該当なし	納税貯蓄組合補助金交付規則 祁答院町納税表彰規則	
組合数	158組合(平成15年4月1日現在)	納税嘱託員 93人(15年4月1日)	69組合(平成15年4月1日現在)		128組合(平成15年4月1日現在)	
納税組合奨励金	1件40円、納付額の1000分の10 (1納税義務者20万円まで) 平成14年度決算額5,315,160円 10月と3月に支払	委託料 均等割 2,500円 世帯割 1世帯 500円 平成14年度決算額 2,888,000円 12月と4月に支払	納付書1枚につき50円を交付する。納期限内完納の場合、納付額に100分の2を乗じて得た額、その他については100分の1.5を乗じて得た額 14年度助成額 5,171,000円 3月に支払		1 戸数割 自治公民館の全世帯で構成した組合 1戸あたり年額60円以内 班内の全世帯で構成した組合 50円以内 その他の構成による組合 40円以内 2 納税額による報償金:納期限内に完納したとき 納税額の4%以内 最終納期限内に完納したとき 3.2%以内 最終納期限内において納税率が 95%以上100%未満のとき 1.5%以内 平成14年度決算額 4,869,000円	
補助金	なし	なし	なし		なし	
役員数	なし	なし	なし		なし	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
規約・規定等	里村納税組合奨励金交付規則	該当なし	下甌村納税組合補助金及び奨励金等交付規則	該当なし	・納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。 ・納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助金制度の中で調整する。	
組合数	19組合(平成15年4月1日現在)		46組合(平成15年4月1日現在)			
納税組合奨励金	組合員1人50円以内、納付額の100分の1以内 平成14年度決算額 668,416円 翌年5月に支払		1 奨励金 件数割 納付書1枚につき10円 納税額割 納税額の100分の3 2 設立助成金 1世帯につき100円を交付する。ただし、解散した組合が再び組合を設立した場合は支給しない。 平成14年度決算額 1,897,384円			
補助金	なし		一組合に対し年税額7,000円のほか10人を超える組合に対して、そのを超える組合員数1人につき500円を増す。ただし、この場合における組合員数は1世帯につき1人とする。平成14年度決算額 450,500円			
役員数	なし		なし			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【納期前納報奨金】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付奨励金については、廃止する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
制度の内容	該当なし	該当なし	納税者は納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。	該当なし	第1期納期限内に第2期以後の納付額全額を納税した場合で徴収金に未納がない者に交付する。	
報奨金の額決定			納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(100円未満は交付しない。)		税額×1%×前納月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て、15日以上は1月とする)100円未満の端数は切り捨て限度額なし	
対象税目等			個人町民税 固定資産税		個人町民税、固定資産税	
平成14年度報奨金額			個人町民税 355件 708千円 固定資産税 1,489件 3,904千円 計 1,844件 4,612千円		個人町民税 148件 225千円 固定資産税 907件 1,190千円 計 1,055件 1,415千円	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
制度の内容	該当なし	納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、下記の計算で得た額の報奨金を交付する。	祁答院町に同じ	該当なし		
報奨金の額決定		納付前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(300円以上)。	納付前に納付した税額×1%×前納月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て、15日以上は1月とする)その額が200円未満である場合は交付しない、限度額なし		・個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付奨励金については、廃止する。	
対象税目等		個人村民税、固定資産税	個人村民税、固定資産税			
平成14年度報奨金額		個人村民税 47件 46千円 固定資産税 253件 2,032千円 計 300件 2,078千円	個人村民税 88件 177千円 固定資産税 387件 1,676千円 計 475件 1,853千円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【口座振替】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
振替日	毎月25日	川内市に同じ	川内市に同じ	毎月25日(3月以外)	川内市に同じ	
振替手数料	郵便局へは1件10円 その他の金融機関へは1件10円50銭	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
取扱い金融機関	鹿児島銀行(指定金融機関) 市内の各金融機関川内支店並びに各郵便局(収納代理金融機関)	川内市に同じ	さつま川内農協(指定金融機関)、鹿児島銀行、県信用組合宮之城支店、川内信用金庫市比野支店、九州労働金庫川内支店 各郵便局(収納代理金融機関)	さつま川内農協(指定金融機関) 鹿児島銀行川内支店東郷代理店 川内信用金庫東郷支店(収納代理金融機関) 町内の各郵便局	さつま農協(指定金融機関)鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信金、鹿児島信組県下各本支店、各郵便局(収納代理金融機関)	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
振替日	各納期末日	納期月25日及び翌月10日	指定金融機関 納期月27日 郵便局 納期月25日	上甌村に同じ	・口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。	
振替手数料	なし	1件10円	1件10円+消費税	川内市に同じ		
取扱い金融機関	指定金融機関(南日本銀行)	郵便局、村内金融機関(農協、漁協、南日本銀行)	南日本銀行(指定金融機関) 郵便局	鹿島村漁業協同組合 さつま川内市農業協同組合 郵便局		

提案第10号

補助金、交付金等の取扱いについて

合併協定項目16号「補助金、交付金等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年8月12日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。

独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。

整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

平成 年 月 日 確認

補助金、交付金等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 各団体に共通するもの、類似のもの、固有のものが存在しているので、それぞれの区分に応じた調整を図る必要がある。
- (2) これまでの経緯、実情等を十分把握し、新市の振興にどのように役立てていくかを明確にし、財政状況等にも考慮しながら調整する必要がある。
- (3) 国民健康保険事業及び一部事務組合に関するものは、別に協議する。

2 提案の理由

これまでの経緯・実績等に配慮し、新市の振興や一体性の確保、効率化に努める観点から調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）（補助金の取扱い）

2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。

- (1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
- (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
- (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
- (4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）（補助金・交付金等の取扱い）

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。

なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）（各種団体への補助金、交付金等の取扱い）

各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。
 - (2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
 - (3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）（補助金、交付金等の取扱い）

総括調整方針

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

個別調整方針

別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔寄附又は補助〕

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

5 今後の協議スケジュール

平成15年	8月28日	各市町村協議回答
平成15年	9月4日	（幹事会一次協議）
平成15年	9月18日	（幹事会二次協議）
平成15年	9月25日	協議会確認

補助金等個別調整方針案一覧表

協定項目		16 補助金、交付金等の取扱い										
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。					4 新市に移行後、速やかに調整する。					
		2 合併時に、()の例により調整する。					5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
		3 合併時に、新たに制度等を制定する。					6 廃止の方向で調整に努める。					
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
総務関係	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助			3	1	
	川内市職員共済会負担金	樋脇町職員互助会補助金	入来町役場職員互助会補助金	東郷町職員互助会補助金	祁答院町職員互助会運営補助金	里村職員会補助金(甌島衛生管理組合職員厚生会補助金)	上甌村職員互助会補助金	下甌村職員福利厚生補助金	鹿島村職員厚生補助金		2	
				自動車任意共済掛金補助						6	3	
	市民まちづくり公社運営補助金									5	4	
					祁答院町明るい選挙推進協議会補助金					6		
							甌島地区交通安全協会補助金	甌島地区交通安全協会補助金	甌島地区交通安全協会補助金	甌島交通安全協会鹿島支部	4	5
		交通安全町民会議補助金							鹿島村交通安全対策会議活動補助事業	3		
	川内市交通安全母の会補助金	樋脇町交通安全母の会補助金	入来町交通安全母の会補助金	東郷町交通安全母の会補助金	祁答院町交通安全母の会補助金			交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金		3	6
	市防犯灯設置費補助金								街路灯設置補助金		2(川内市)	7
		定住促進補助金			町ふるさとづくり促進事業補助金	定住奨励金	21世紀定住促資金			出生祝金	4	8
						結婚祝金					6	9
		田代ニュータウン定住促進支援補助金									5	
		樋脇町小規模飲用水施設整備事業補助金									5	10
	市女性団体連絡協議会補助金	町女性団体連絡協議会補助金 町地区女性部育成補助金	町女性団体連絡協議会補助金 地域女性連絡協議会補助金	各種婦人団体協議会補助金 女性の組織育成補助金	町婦人会連絡協議会補助金 各種女性団体連絡協議会補助金 地区婦人会育成補助金	里村婦人会連絡協議会補助金	上甌地域婦人会連絡協議会補助	地域女性連絡協議会補助金	地域女性連絡協議会補助金	5	11	
	市日本中国友好協会運営補助金		国際交流協会補助金	国際交流を進める会運営補助金							4	12
	市外国人留学生奨学金										2(川内市)	13
			ふるさと創生人づくり事業	ふるさと活性化基金人づくり推進事業補助金							4	
	市日本中国友好協会運営補助金(新鑑真分)										2(川内市)	14
	市自衛隊協力会補助金										2(川内市)	
	公民会補助金		公民館運営委託金	公民館運営補助	自治公民館振興補助金	自治公民館運営補助金			自治公民館運営事業補助金		5	15
市公民会連絡協議会補助金	公民館連絡協議会補助金									4	16	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
総務関係	校区公連会補助金	地区公民館(12地区)運営費補助金		校区公民館運営補助	地区公民館活性化支援事業補助金			地区公民館(6地区)運営費補助		5	17	
				地域(校区)活性化事業補助金						6		
	公民館等設置事業補助金									2(川内市)	18	
	市広報用放送施設設置事業補助金									2(川内市)		
消防関係		樋脇町防犯組合連合会補助金			祁答院町防犯組合補助金		上甌村防犯組合連合会補助金			4	19	
		防災行政無線家庭用受信機設置事業補助金								4		
		日本水難救済会川内救難所運営費補助金				里村救難所事業補助金			日本救済会鹿島救難所	4	20	
		川内市特別災害復旧補助金								3		
		川内地区消防組合分団等施設設備整備事業補助金								5		
								消火器整備補助	6	21		
税務関係					祁答院町たばこ小売販売協議会補助金					4	22	
農業関係	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払補助金	中山間直接支払(21協定)事業交付金	中山間地域等直接支払事業交付金	中山間地域等直接支払交付金補助金					1	23	
	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金					4	24	
	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金					1	25	
		きらめく村の創造事業補助金								4	26	
			むらづくり推進地区							4		
			水田作付体系転換事業							1	27	
										5		
		市水田農業推進協議会補助金	水田農業経営確立推進対策協議会補助金	水田農業経営確立推進対策協議会補助金	町水田農業推進協議会補助金	町水田農業推進協議会補助金	村水田農業推進協議会負担金	村水田農業推進協議会負担金	村水田農業推進協議会負担金		3	28
					水稲航空防除安全対策補助金						4	29
		豊穣まつり事業補助金	樋脇町産業祭補助金	入来町産業祭実行委員会補助金		町観光農園祭り補助金					5	
		川内市農業経営者協議会補助金		担い手農家連絡会補助金 花卉振興対策事業補助金 果樹振興対策事業補助金	園芸振興対策補助金(花卉振興会、果樹振興会補助金)	祁答院町認定農業者の会育成支援補助金 町園芸振興会補助金 園芸振興会花卉部会 町観光果樹振興会育成補助金					4	30
	機能集団補助金(農協作物部会)	農業振興連絡協議会事業補助金 生活研究グループ連絡協議会補助金	野菜振興対策事業補助金 茶業振興対策事業補助金 入来町生活改善グループ補助金	園芸振興対策補助金(茶業振興会、さつま川内農協野菜部会東郷支部育成補助金)	生活研究グループ育成補助金 生活研究グループ負担金					4	31	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
農業関係	川内市農林水産業技術連絡協議会補助金	樋脇町農林業技術者総合連絡協議会補助金	入来町農林業技術者連絡協議会補助金	東郷町技術員連絡協議会運営補助金	祁答院町農林技術員連絡協議会補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	5	32
	生緑会(若手農業者後継者組織)補助金	農業創造クラブ育成補助金	祁答院地方卸売市場卸売事業負担金	地産商品化補助金	祁答院地方卸売市場卸売事業補助金		特産品生産グループ補助金	下甌村特産品生産グループ補助金			
		葉たばこ生産組織育成事業補助金	農業青年自営者クラブ補助金	機能集団育成補助金(農業後継者)	町たばこ振興会補助金						
				特産物生産奨励対策事業(コンニャク種芋・ヒサカキ苗購入補助)	共販作物推進種苗補助金						
	新規就農支援資金補助金	就農奨励事業補助金	入来町高齢者生きがい農業支援補助金		イテゴバイオ苗育成補助金						
	農業振興資金利子補給金	農業振興資金利子補給補助金	農業振興資金利子補給補助金	農業振興資金(制度資金利子補給)	花き優良種苗育成補助金	農業後継者等育成就農支援金助成金					
		奨農措置奨農助成金	認定農業者活力基盤施設等整備支援事業補助金	認定農業者支援対策事業補助金		農業振興資金利子補給金	農業振興資金利子補給金	農業振興資金利子補給金			
			認定農業者研修補助金								
				農産物販売所運営補助金							
		水田農業生産条件整備事業(小規模土地基盤整備事業補助金)		水田農業生産条件整備事業(小規模土地基盤整備事業補助金)							
		近代化施設整備事業補助金		農業生産近代化施設整備事業補助金							
				特産物生産奨励対策事業補助金(共同利用農機具)							
	レイシ棚設置事業補助金	レイシ棚設置事業		特産物生産奨励対策事業補助金(レイシ棚)							
	イチゴ育苗施設導入事業補助金										
	トンネルごぼう産地拡大事業補助金										
かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金							
	サンライズかごしま茶産地総合整備事業補助金										
			トンネル栽培施設設置事業補助金	トンネルハウス設置事業補助金							
			一畝ハウス設置事業補助金	簡易ハウス設置事業・雨除け簡易ハウス設置事業							
小規模土地基盤整備事業補助金			小規模土地基盤整備事業補助金								
活力ある中山間地域基盤施設整備事業		活力ある中山間地域基盤施設整備事業	活力ある中山間地域基盤施設整備事業	農産加工施設整備事業補助金							
			体験交流施設整備事業補助金	体験交流施設整備事業補助金							

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
農業関係		降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰防止・降灰除去施設等整備事業					4	43
	市農業近代化資金利子補給金	農業近代化資金利子補給補助金	農業近代化資金利子補給	農業近代化資金(制度)資金利子補給	農業近代化資金利子補給金					3	44
	農業経営基盤強化資金利子助成金	農山漁村経営改善資金利子補給補助金	農業経営基盤強化資金利子助成補助金		農業経営基盤強化資金利子補給金					4	45
		就農支援資金償還金助成補助金		就農支援資金償還金助成補助金	就農支援資金償還金助成補助金					4	
		地域農業経営確立事業補助金								4	46
	農業者年金受給者会補助金	町農業者年金受給者会活動補助金	町農業者年金受給者会活動補助金	町農業者年金受給者会活動推進費						5	
		農地流動化促進事業補助金	農地流動促進事業補助	農地流動化奨励補助金	農地流動化担い手育成促進事業補助金					2(東郷町)	47
		小規模土地改良事業補助金		町単土地改良補助金	町単独暗渠排水事業補助金					4	
		農道舗装事業補助金								1	48
	市単土地改良区補助金	小野土地改良区年間通水補助金	町土地改良推進補助	町土地改良事務補助金	土地改良区育成補助金 土地改良区施設維持管理補助金					5	
						中原幹線排水路利子補給金 中原暗渠排水路利子補給金 宇ヶ石幹線排水路利子補給金 第二中武暗渠排水路利子補給金 黒木県ば農道舗装土地改良賦課金 城北地区排水路利子補給金 第二中武線幹線排水路利子補給金				1	49
		倉野農村公園管理運営補助金 藤本農村公園管理運営補助金								5	50
				藤川特産品販売所管理組合補助						1	
		市単独農地農業用施設災害復旧事業	町単独農地農業用施設災害復旧事業	町単独農地農業用施設災害復旧事業						3	51
	特別災害復旧事業								3		
畜産業関係	生産総合対策事業(自給飼料増産総合対策事業)									4	52
			畜産経営活性化事業							1	
	資源循環型畜産確立対策事業	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)			生産総合対策事業(畜産ソフト)	1	53
		肉用牛導入事業資金利子補給補助金								4	54
限定特別農協有牛導入事業利子補給金	特別農協有牛預託事業利子補給補助金	町和牛畜産振興会(農協牛利子)	特別農協有牛利子補給				特別農協有牛預託事業		5		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
畜産業関係	大家畜経営活性化資金 利子補給金 大家畜経営改善支援資 金利子補給金	大家畜経営活性化資金 利子補給補助金	大家畜経営活性化資金 利子補給							4	55
		町内産肥育素牛導入助 成事業補助金								4	
	優良家畜保留対策事業 補助金	優良牛保留導入事業補 助金	町和牛畜産振興会(優 良牛保留)	優良家畜保留導入補助 金	町優良牛保留導入補助 金 町育種価牛保留導入補 助金					3	56
		町畜産活性化対策事業 補助金 肥育牛削蹄事業補助金	町和牛畜産振興会(削 蹄推進)	子牛商品化向上対策事 業補助金	町肉用牛削蹄推進対策 補助金					3	57
	北薩地区酪農ヘルパー 利用組合育成対策事業 補助金	肉用牛飼養援助対策事 業補助金	町和牛畜産振興会(ヘ ルパー)							6	58
										3	
	優秀種雄牛造成推進事 業補助金		町和牛畜産振興会(試 験種付)	優秀種雄牛造成推進事 業補助金	種雄牛試験交配補助金					1	
	かごしま黒牛川内ブラン ド推進事業補助金									5	59
		肉用牛高齢者いきいき 対策事業補助金		高齢者等肉用牛生き甲 斐対策事業補助金						4	
		簡易牛舎設置事業補助 金	町和牛畜産振興会(簡 易畜舎建設推進対策・ 簡易堆肥舎設置対策)	簡易畜舎建設補助金	簡易牛舎建設補助金					4	60
			町畜産女性部会 ブロイラー生産者連絡 協議会 町地鶏振興会 町肉用牛中核経営志向 会 町肉用牛肥育部会 町ET活用研究会 町和牛畜産振興会(支 部強化、援農輸送、牛 更新、商品性向上)	町和牛振興会補助金 繁殖雌牛淘汰事業補助 金	町畜産振興会補助金 町肉用牛改良更新補助 金					4	61
			町和牛畜産振興会(畜 産リース)							3	63
	水田裏飼料作物進行対 策事業			牧草種子助成金						4	
	子牛育成施設管理運営 基金造成事業補助金	預り子牛価格補償及び 事故補償負担金	子牛育成施設管理運営 基金造成事業補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	1	64
				山田堆肥生産組合補助 金						5	65
					肉用牛繁殖雌牛流産対 策補助金					2(祁答院町)	
			家畜損害防止事業補助	損害防止事業補助金						6	66
家畜防疫対策事業補助 金	家畜衛生対策事業補助 金	町和牛畜産振興会(家 畜防疫)	牛異常産予防ワクチン 接種補助	家畜衛生対策補助金	予防ワクチン接種補助				4		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
畜産業関係	大家畜経営維持資金利子補給金			大家畜活性化維持資金利子補給						1	67
	市畜産品評会補助金			郡共進会出品補助 県共進会出品補助						3	
			町育種組合		町育種組合 家畜商組合 町多頭飼育者会			肉用牛振興協議会費 県肉用牛振興協議会費		3	68
										4	
林業関係	イノシシ等被害防止事業補助金	イノシシ害防止事業補助金	イノシシ等被害防止	イノシシ等被害防止事業補助金	イノシシ等被害電気柵設置事業補助金					4	69
	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金					4	
	猟友会活動振興補助金	猟友会育成補助金	猟友会活動振興補助金	猟友会事業補助金	猟友会活動振興補助金					4	70
	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)	間伐促進緊急対策事業(間伐調査員活動事業)	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)					5	
	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金					1	71
	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)					1	
	緊急間伐実施事業(地域ぐるみ高齢級間伐)			緊急間伐実施事業(地域ぐるみ高齢級間伐)						1	72
	かごしまの竹の里づくり事業補助金		かごしまの竹の里づくり事業補助金	かごしまの竹の里づくり事業補助金	かごしまの竹の里づくり事業補助金					4	
	特用林産物産地化総合対策事業補助金			特用林産物産地化総合対策事業補助金						4	73
				竹林改良奨励事業補助金(たけのご部会補助)	祁答院たけのご部会育成事業補助金					4	
					森林組合経営改善利子助成金					5	74
	森林施業団地共同化事業補助金	森林施業団地共同化事業補助金	森林施業団地共同化	森林施業団地共同化事業補助金	森林施業団地共同化事業補助金					5	
	森林組合作業班就労奨励事業補助金	森林組合作業班就労奨励事業補助金	森林組合作業班就労奨励事業	森林組合作業班活性化対策協議会補助金	森林組合作業班活性化事業補助金					5	75
	林業就労改善推進事業補助金	林業就労改善推進事業補助金	林業就労改善推進事業補助金	林業就労改善推進事業補助金						5	
					林業担い手育成基金事業補助金					5	76
		流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業					5	
緑豊かな森林づくり事業補助金	樋脇町みどり推進協議会育成補助金				祁答院町みどり推進協議会育成補助金		上甌村みどり推進協議会	下甌村みどり推進協議会	鹿島村みどり推進協議会	4	77
陽成みどりの少年団補助金	丸山みどりの少年団補助金	大馬越緑の少年団			緑の少年団育成事業補助金	みどりの少年団補助金				4	78
豊かな海づくりパイロット事業補助金					豊かな海づくりパイロット事業負担金	豊かな海づくりパイロット事業負担金	豊かな海づくりパイロット事業負担金	豊かな海づくりパイロット事業負担金	1		
					魚介類中間育成放流事業	魚介類種苗放流事業				1	79
					魚介類中間育成放流事業	魚介類中間育成放流事業			魚介類中間育成放流事業	5	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
水産業関係	内水面漁業振興事業補助金									1	80	
							藻場食害駆除事業補助金		藻場食害駆除事業補助金	4		
	養鰻振興事業補助金									1	81	
	後継者育成事業補助金					里村漁業青年部事業補助金	漁業者先進地視察研修補助金	漁業者先進地視察研修補助金	漁業者先進地視察研修補助金	4		
							イカ柴投入事業補助金	漁場造成事業(イカシバ投入・ウニ駆除等補助)	イカ柴投入事業補助金	4	82	
							アワビ種苗生産事業補助金 アワビ養殖事業補助金			4		
									村水産業振興対策協議会	4	83	
							甌島地区漁協合併協議会助成金	甌島地区漁協合併協議会助成金	甌島地区漁協合併協議会助成金	甌島地区漁協合併協議会助成金		6
						里村漁業信用事業利子補給補助金	上甌村漁協信用事業実施基盤強化対策利子補給金交付規則	漁協組織緊急再編対策事業整備借入金利子補給補助事業	漁協組織緊急再編対策事業利子補給事業	信用事業譲渡に伴う損失補償並びに利子補給金	1	84
									漁船建造資金利子補助		3	85
									漁業近代化施設整備事業補助金 漁礁設置事業補助金		4	
							漁業近代化資金漁協自己資金利子補給	漁業近代化資金漁協自己資金利子補給		漁業近代化資金利子補助事業	1	86
	漁業付加価値向上対策事業補助金									4		
		川内川漁業協同組合樋脇支部補助金 川内川漁業協同組合倉野支部補助金	川内川漁業協同組合入来支部補助金								4	87
							水産観光促進奨励金			4		
商工観光関係		地域活性化事業	地域活性化事業補助(まちづくり活性化事業補助金等)			特産品等販路開拓支援事業補助金		ふるさとしもこしき友の会推進協議会補助金		5	88	
			商工会まちづくり活性化研究事業補助			地域振興活性化事業補助金				1		
	市商店街アーケード施設維持管理費補助金									5	89	
	タウンマネジメント協議会運営費等補助金									5		
	商工会議所等指導事業補助金									5	90	
高城商工会補助金	商工会育成補助金	商工会補助金	町商工会運営補助金	町商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助事業			

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
商工観光関係				商工業地域育成事業補助金						5	91
		共通商品券発行事業	小売商業販売促進(スタンプ会) 商品券事業	地域振興券発行事業補助金						5	
		中小事業者情報化推進	中小事業者情報化推進							5	92
			販路拡大							5	
				とうごう朝市運営補助金						5	93
		県中小企業団体中央会補助金								1	
		市中小企業対策利子補助金								4	94
		市中小企業者等地震災害復旧資金利子補助金								6	
			公共交通特別対策事業補助							5	95
		市特産品協会補助金	町特産品協会	東郷町うめ酒「梅慕情」販売促進会議						5	
				鹿児島県特産品協会補助金	鹿児島県特産品協会補助金	鹿児島県特産品協会補助金	鹿児島県特産品協会補助金	鹿児島県特産品協会補助金		4	96
		「電気のあるさとじまん市」出店小間助成金		MBCふるさと秋まつり出店小間助成 各種イベント出展助成						5	
		川内木市振興会補助金								1	97
		肥薩おれんじ鉄道株式会社設立補助金								1	
		川内市緊急経営・災害対策資金利子補助金		入来町中小企業振興災害融資利子補助金						5	98
		均一運賃バス運行事業補助金								5	
		川内市企業立地促進条例に関する補助金	樋脇町企業誘致促進補助金		東郷町企業誘致促進に関する補助金	祁答院町企業誘致促進補助金				4	99
		雇用促進事業補助金								1	
		労働者福祉対策事業補助金								6	100
		川薩人材育成センター運営費補助金								1	
		電源地域交流事業補助金								5	101
		かごしま川内貿易振興協会運営補助金								1	
							アイランドフェア出店助成金	アイランドフェスタ負担金	アイランドフェスタ負担金	アイランドフェスタ負担金	1
									6		
	がらっばとん祭補助金	市比野温泉杯サッカー大会補助金	バラグライダー大会	地域振興事業補助(ファミリーハイキング)						5	103
	市民祭補助金		星空映画祭 八重山高原星物語					うみねこまつり			

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
商工観光関係			フレンドリーカップゴルフ 温泉まつり実行委員会							4	103	
										1		
	観光行事振興事業補助金(川内大綱引)											
	観光行事振興事業補助金(花火大会)	市比野温泉サマーフェスティバル補助金	夏祭り実行委員会	夏まつり事業補助金	いむた池納涼花火大会	小規模指導事業補助金(特別)	上甌夏祭り補助金		鹿島村漁業協同組合(港祭り)	5	105	
	海水浴場運営費補助金									5	106	
						串木野駅・西鹿見島駅 コルトン広告料分担金	西駅・串木野駅コルトン 広告負担金	串木野駅・西鹿見島駅 コルトン広告料分担金	西駅・串木野駅コルトン 広告負担金	4		
	川内市観光協会運営費補助金	町観光協会育成補助金	観光振興対策事業補助金	町観光協会補助金	町観光協会補助金	里村観光協会事業補助金	村観光協会補助金	村観光協会費			5	107
						甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	5	108
						甌島館観光活性化補助金				1		
	観光行事振興事業補助金(川内ウォータークイーン)									4	109	
					景観づくり啓発事業補助金					5		
	観光施設整備事業補助金									5	110	
	市旅館組合運営費補助金									4		
	川内河童共和国補助金					うめんこ村補助金				5	111	
川内市スポーツ合宿誘致対策補助金									4			
保健衛生関係		町保健推進員協議会補助金								6	112	
	医師会立市民病院医療機器整備補助金									1		
	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制補助金	共同利用型病院運営事業補助金	病院群輪番制補助金	共同利用型病院運営事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	1	113	
		町食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進員連絡協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	上甌村食生活改善推進員活動補助金	村食生活改善推進員活動補助事業	4	114	
	川内地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	1	115	
福祉関係						砂石会館入浴補助				4	116	
							介護福祉施設サービス事業運営補助金			5		
	市老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会育成補助金	町老人クラブ連合会	老人クラブ運営補助	町老人クラブ連合会補助金	村老人クラブ連合会助成金	村老人クラブ連合会助成金	村老人クラブ連合会補助金	村老人クラブ連合会助成金	5	117	
					老人クラブ保険料補助金					4	118	
	単位老人クラブ育成費補助金	老人クラブ育成補助金			町老人クラブ補助金					5		
シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター運営補助	シルバー人材センター運営事業補助金			シルバー人材センター運営事業補助金		3	119		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
福祉関係	ふれあいのまちづくり事業補助金									3	120	
			シルバー住宅電話代							6		
	総合福祉会館建設事業補助金									1	121	
	知的障害者地域生活援助事業補助金									2(川内市)		
	市身体障害者連絡協議会運営費補助金									4	122	
	市身体障害者協会運営費補助金		町身体障害者福祉協会補助金		町身体障害者福祉協会補助金(社協)							
	市視力障害者協会運営費補助金									4		
	川内地区ろうあ協会運営費補助金									4	123	
	市手をつなぐ育成会運営費補助金		町手をつなぐ育成会		川薩地区手をつなぐ育成会補助金(社協)					4		
	市障害者福祉作業所運営補助金		福祉作業所補助金								4	
	精神障害者小規模作業所運営費補助金											
		高齢者等住宅改造費助成事業補助金	高齢者等住宅改造事業住宅改修支援		高齢者等住宅改造費助成金	高齢者等住宅改造費助成金					1	124
	市認可外保育施設運営補助金(7施設)										2(川内市)	125
	市保育連合会補助金									4		
	市各保育園運営費補助金										2(川内市)	126
	母子寡婦福祉会運営費補助金		町母子寡婦福祉会			町母子寡婦福祉会(社協)		村母子寡婦福祉助成金	村母子寡婦福祉会補助金		4	
		チャイルドシート一部助成事業補助金			チャイルドシート購入補助金	チャイルドシート補助金	チャイルドシート購入補助金	チャイルドシート購入補助金			3	127
	薩摩保護区保護司会運営費補助金	保護司会補助金	保護司会補助金	保護司会補助金	保護司会補助金	保護司会補助金					4	
	特別保育対策事業補助金		特別保育(延長保育促進)								1	128
	市つくし園父母の会補助金										1	
児童福祉施設整備費補助金(あさひ、隈之城、高城、平佐保育園)										1	129	
市社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会運営補助	町社会福祉協議会補助金	社会福祉法人里福社会補助金	村社会福祉協議会補助金	村社会福祉協議会補助金	村社会福祉協議会補助事業		3	130	
地域福祉活動推進事業補助金										4	131	
総合福祉会館運営補助金										1		
老人活動事業補助金										4	132	
支え合い活動推進補助金										6		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
福祉関係	市三地区連絡協議会運営補助金									3	133	
	精神障害者地域生活援助事業費補助金									1		
	精神障害者ホームヘルプサービス事業費補助金									3	134	
	生活福祉資金利子補助金									2(川内市)		
	市民生委員協議会連合会運営費補助金		民生委員協議会補助	町民生委員協議会運営補助	民生委員協議会運営委託金	里村民生委員協議会助成事業補助金	村民生委員協議会補助金	村民生委員協議会運営委託金		4	135	
				民生委員互助会	民生委員互助会	民生委員互助会	民生委員互助会	民生委員互助会		4	136	
			災害復旧資金利子補給	地震災害復旧資金利子補助金						1	137	
	市更生保護婦人会運営費補助金									4		
	市遺族連合会運営費補助金									4	138	
	市傷い軍人会運営費補助金									4		
	県原爆被害者福祉協議会川内市部補助金									4		
	川内市認可外保育施設衛生・安全対策事業補助金										1	139
	川内市放課後児童クラブ衛生・安全対策事業補助金										1	
		町精神障害者家族会ひいらぎ会補助金								1		
環境衛生関係	市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置補助金			合併処理浄化槽設置補助金		4	140	
	市環境保全対策補助金(廃品回収)	資源ごみ回収活動補助事業補助金	資源ごみ分別回収補助		資源ごみ分別回収補助					2(入来町)	141	
	市環境保全対策補助金(コンポスト・生ごみ処理機)		環境施設整備補助金(生ごみ処理機)	電気式生ごみ処理機購入費補助	生ごみ処理機等購入費補助金					2(川内市)		
	市環境保全対策補助金(可燃ごみ・不燃ごみ収集施設)		環境施設整備補助金(ごみステーション)							3	142	
	ごみ減量再資源化補助金(資源ごみ回収施設)				資源ごみステーション管理運営補助金					3		
	市衛生自治団体連合会運営補助金		町衛生自治連合会	町衛生自治団体連合会補助金	町衛生自治団体連合会運営補助金			村環境衛生組合連合会補助金		5	143	
	特別災害復旧補助金		共同墓地災害復旧事業補助金							3		
	市快適環境づくり補助金									2(川内市)	144	
	ごみ減量再資源化補助金(リサイクル推進員)									3		
建設関係				生活環境整備事業補助金				集落内里道改良舗装補助金 集落内橋梁改良補助金		6	145	
	川内市街部改修促進期成会補助金									1		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁					
建設関係	市営住宅駐車場管理事務補助金									5	146					
		がけ地住宅移転事業補助金	がけ地住宅移転事業補助金	がけ地住宅移転事業補助金	がけ地住宅移転事業補助金					1						
	がけ地近接等危険住宅移転補助金	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地近接等危険住宅移転補助金	がけ地近接等危険住宅移転補助金				がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	1	147					
教育総務・学校教育関係	学校図書館運営補助金(中)	中学校図書館司書補設置補助金	中学校図書館運営補助	図書館運営補助(中)	学校図書館運営補助金					4	148					
	学校図書館運営補助金(小)	小学校図書館司書補設置補助金	学校図書館運営補助(小)	学校図書館運営補助(小)						4	149					
	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金		私立幼稚園就園奨励費補助金						2(川内市)	150					
	幼児教育支援事業補助金			遠足バス借上補助						6						
	私立幼稚園研修費補助金									1						
		高校対策協議会補助金	入来商業高校振興対策補助金								1	151				
	私立高等学校教育振興補助金	樋脇町高等学校生徒就学援助費補助金								1						
							牛乳飲用補助金	へき地学校給食費補助(中)	へき地学校給食補助(小)	へき地幼稚園給食費補助金	小中学校給食補助事業	幼稚園給食補助事業	小中学校給食補助事業	5	152	
								へき地学校給食費補助(中)	へき地学校給食費補助(小)	へき地幼稚園給食費補助金	幼稚園給食補助事業			4	153	
	中学校中国修学旅行補助金							へき地学校修学旅行費補助(中)	へき地学校修学旅行費補助(小)	へき地学校修学旅行費補助(小)	へき地学校修学旅行費補助(中)	へき地学校修学旅行費補助(小)	児童見学研修補助事業			
	市ふるさと留学補助金	特認校制度通学費補助金									村就学奨励金助成事業	漁村留学制度補助事業		1	5	154
	遠距離通学費補助金	通学費補助金	遠距離通学費補助金(中)	遠距離通学補助	通学費補助金				通学費補助					4		
			遠距離通学費補助金(小)		菊地田地区通学バス運営補助金											
											遠距離通学級費補助			4	155	
														4		
										園児通園費補助	園児通園費補助		4	156		
市小・中学校文化活動出場補助金	対外試合出場補助金	対外競技出場補助金	対外競技出場補助金	部活動選手強化補助金		県中学校音楽コンクール大会出場補助金	中学校学校活動事業補助金	中学校学校活動事業補助金	児童校外出場補助事業	4						
	中学校ホッケー補助金				部活動選手強化補助金	県中学校総合体育大会出場補助金	県中学校総合体育大会出場補助金	県中学校総合体育大会島内大会出場補助	生徒校外出場補助事業	県中学校総合体育大会出場補助金						
学校保健会補助金	町学校保健会補助金	町学校保健会	町学校保健会補助金	町学校保健会補助金	町学校保健会補助金	里村学校保健会補助金	村学校保健会運営補助金	村学校保健会運営補助金	村学校保健会運営補助事業	4	158					

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
教育総務・学校教育関係	小・中学校体育連盟補助金							小・中学校体育連盟補助金		4	159	
	市中学校生徒会連絡会補助金									4		
							社会科副読本製作補助金			6		
	市立学校職員研修補助金(中)	町教育研究協議会補助金	町教育研究協議会補助金	町教科研究補助金	町事務職員部会補助金	各教科研究部補助金	全国小中学校校長研究大会補助金	全国小中学校校長研究大会補助金	職員研修補助事業		4	160
	市立学校職員研修補助金(小)	小中高生活指導研究協議会補助金	九州地区小中学校長会修会参加補助金	町教育研究補助金	町養護教諭部会補助金	校長・教頭研修事業補助金	村教育研究大会補助金	教科等研究大会出席補助金				
	市教科部会補助金	町同和教育研究会補助金	町同和教育研究会補助金	町同和教育研究会補助金	町パソコン教育研究会補助金		校内研究補助金(小学校)	校内研究補助金(中学校)				
		養護教諭部会補助金			町人権同和教育研究会補助金		村校長教頭会補助金	村校長教頭会補助金				
		全九州中学校進路指導研究大会補助金						進路指導補助	6	163		
							ふるさと交流学習補助金		5			
							集団宿泊学習大会	自然教室推進事業補助金 総合的な学習補助 高校見学・職場体験学習事業 水泳特別学習事業補助金	校外活動等補助	4	164	
社会教育関係	市PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金		村PTA連絡協議会補助金	村PTA連絡協議会活動補助事業	村PTA連絡協議会活動補助事業	4	165	
	県指定PTA活動研究委嘱公開補助金									1		
			町高校生クラブ連絡協議会	町高友会補助金	町高校生保護者連絡協議会補助金					5	166	
				町青年団連絡協議会補助金	町青年団連絡協議会補助金			村青年団連絡協議会補助金		5		
	市青少年育成市民会議補助金							青少年育成村民会議補助金		3		
	青年会議所社会教育事業推進補助金									4	167	
		町青少年海外派遣事業補助金		町青少年海外派遣事業補助金	町人材育成海外派遣事業補助金					3		
								地域間交流「虹のかけ橋事業」補助金		4		
	市子ども会育成協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会 校区青少年問題協議会	町子連協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会補助金	村子ども会育成連絡協議会補助金		村子ども会育成連絡協議会補助金	村子ども会育成連絡協議会補助事業	4	168	
	市校外生活指導連絡会補助金	町校外生活指導研究連絡協議会補助金	町校外生活指導連絡協議会	町校外生活指導連絡協議会補助金	町校外生活指導連絡協議会	里村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導運営委員会活動補助事業	4	169	
生活学校運営費補助金	町生活学校運営補助金				町コミュニティづくり推進協議会補助金	里の風・新生活推進事業補助金			5	170		
校区きらめき事業補助金									6			

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
社会教育関係							自主学习グループ補助金			6	171	
		読書活動推進協議会補助金								6		
		町菊花同好会補助金								6		
		校区生涯学習活動推進補助金	地区公民館自主講座開講補助金	校区文化祭開催補助	校区公民館活動補助	公民館活性化支援事業補助金					3	172
		市民まちづくり公社文化活動補助金								4		
		市文化協会補助金	町文化協会補助金	町文化協会	町文化協会補助金	町文化協会補助金	里村文化協会補助金	村文化協会補助金	村文化協会補助金	村文化協会活動補助事業	4	173
		市文化祭補助金								4		
		郷土芸能保存奨励補助金	郷土芸能育成補助金	指定文化財補助金	郷土芸能伝承補助	郷土芸能保存協議会補助金	里村郷土芸能保存会補助金 里八幡宮内侍舞保存会補助金	甌大明神太鼓保存会補助金	竜宮伝説フェスタ郷土芸能保存伝承補助金 関西地区出郷者運動会郷土芸能出演補助金	村郷土芸能保存会活動補助事業	4	174
		市少年少女合唱団育成補助金								2(川内市)		
		郷土史研究会補助金	郷土史同好会補助金								4	175
		せつべとべ自然と民話に遊ぶ会補助金									4	
										村文化財保護審議会活動補助事業	6	
	川内地区視聴覚教育研究協議会補助金									3	176	
	市体育協会運営費補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助	町体育協会補助金	町体育協会補助金	里村体育協会育成事業補助金	村体育協会補助金	村体育協会補助金	村体育協会活動補助事業	4		
	校区体育協会運営費補助金	地区社会体育振興補助金								3		177
	市スポーツ振興補助金	国民体育大会出場補助金		東郷町スポーツ振興基金補助金						4		
	川内スポーツクラブ01運営費補助金(H16~)									2(川内市)		178
		体験海洋セミナー補助金								6		
			スポーツ保険補助							6		
	スポーツ少年団補助金	町スポーツ少年団連絡協議会補助金		町スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団育成指導者補助金	村スポーツ少年団育成事業補助金	スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団育成補助金	村スポーツ少年団活動補助事業	4		179
	(市体育協会運営費補助金)	県民体育大会出場補助金		県民体育大会出場補助金	県民体育大会出場補助金					2(川内市)		
		樋脇町長距離選手強化事業補助金 樋脇町スポーツ推進会議補助金	入来町駅伝強化推進委員会補助 富士通陸上部補助	薩摩地区駅伝競走大会出場補助金 市町村対抗女子駅伝大会出場補助金	駅伝強化費補助金					6	180	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
保健体育関係	川内レガッタ大会運営費補助金									5	181
	川内川を生かしたスポーツ推進事業運営費補助金									5	
		高校ホッケー補助金 婦人ホッケー補助金 ホッケー少年団遠征補助金								5	
議会関係	政務調査費補助金									3	182

提案第11号

障害者福祉事業について

合併協定項目23-10号「障害者福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年8月12日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

障害者福祉事業について

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
障害児育成会補助
身体障害者・知的障害者相談
成年後見制度利用支援事業

- 2 川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
障害者保健指導
手話奉仕員派遣
手話奉仕員養成事業
身体障害者自動車運転免許取得費助成
身体障害者用自動車改造費助成
点字、声の広報等発行事業
障害児デイサービス事業
朗読奉仕員養成事業

- 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
福祉巡回バス運行事業
福祉タクシー助成事業

4 新市に移行後、速やかに調整する。
障害者団体の育成

5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
身体障害者スポーツ大会
心身障害者ふれあいの集い

平成 年 月 日 確認

障害者福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

障害者福祉に関する事業・制度について検討します。

障害者生活支援事業、障害者手当等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一つの団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

障害者福祉関係について、国・県制度のものはその制度によるものとし、その他のものについては、福祉施策のあり方を検討しながら、新市において調整する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。
障害者の社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

障害者福祉の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。

国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

障害者基本法（昭和45年法律84号）

第7条の2

3 市町村は、障害者基本法計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。

5 今後の協議スケジュール

平成15年	8月28日	各市町村協議回答
平成15年	9月4日	（幹事会一次協議）
平成15年	9月18日	（幹事会二次協議）
平成15年	9月25日	協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかるとする事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
身体障害者スポーツ大会	障害者の自立更生 社会参加を促進 市内在宅の身障者 知的障害者 精神障害者									新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。 ・各団体で実施方法がそれ ぞれ違い、合併によって実 施方法の調整及び組織の再 編成が必要である。
障害児育成会補助	心身障害児通園事業 施設つくし園に通園す る父母の会の活動を充 実し、児童の健全育成 を図る 会員 105名									現行のまま新市に引き継 ぐ。 ・行政区の再編に併せて 利用できる区域の検討が必 要である。
障害者団体の育成	障害者の社会参加を 促進 障害者団体の運営費 等を援助	町身体障害者協会主 催の研修視察・各種 身体障害者等団体の 育成協力	町身体障害者福祉協 議会等が実施する活 動に補助		町身体障害者協会等 が実施する活動に補 助 福祉大会・研修会・ スポーツ大会等へ参 加					新市に移行後、速やかに調 整する。 ・補助金の額や基準が違 い、各障害者団体の組織再 編の動向を踏まえ調整す る。
身体障害者・知的障害者相 談	身体障害者相談員の 設置 知的障害者相談員の 設置 福祉・医療・保健等の 相談に応じる	身体障害者・知的障 害者の相談	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体障害者・知的障 害者の更生援護に関 し、本人・保護者等 から相談に応じる	身体障害者・知的障 害者のあらゆる事項 の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	現行のまま新市へ引き継 ぐ。 ・障害者の相談も年々増加 しており、対応について検 討が必要である。
障害者保健指導	保健所が実施する巡回 診療事業に対する協力 身体障害者・知的障害 者に対する相談助言・ 斡旋・調整等を行う							療養上の保健指導が 必要であると認めら れる者及びその家族 に対して、必要な保 健指導を行い、これ らの者の機能低下の 防止と保持増進を図 る		合併時に、川内市の例によ り調整する。 ・身体障害者・知的障害 者等に対し、必要な相談助 言、斡旋、調整等を行う。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
手話奉仕員派遣	聴覚障害者等の社会参加の利便性を高めるため、手話奉仕員の派遣 手話奉仕員謝金 @5,000円 @3,500円 @2,500円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・障害者社会参加促進事業の中のメニューであり、ボランティア活動を推進するためにも必要である。
福祉巡回バス運行事業	障害者の機能回復訓練及び社会参加を促進するために、リフトバスを運行 運行 221回									合併時に、新たに制度等を制定する。 ・事業を実施していない市町村もあり、存続や対象範囲等について検討する。
身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する 直接費用 2/3以内 限度額 100,000円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・1市のみの実施であるが、障害者社会参加促進事業のメニューでもあり、存続が望ましい。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者が使用しよとする自動車に適応するよう改造するために必要な費用を一部助成する 助成金 1件100,000円以内									合併時に、川内市の例により調整する。 ・県の補助事業であり、身体障害者の社会参加のためにも継続して実施する。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者の広報誌等の音声訳テープ及び点字作成を行い定期的に配布 視覚障害者のバリアフリーの促進									合併時に、川内市の例により調整する。 ・実施していない町村もあるが、社会参加促進事業のメニューでもあり継続が望ましい。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかるとする事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者等が社会生活を支障なく送ることができるよう、手話を社会に広める手話奉仕員派遣事業を円滑に進めるため手話奉仕員の養成を行う 委託先 川内地区ろうあ協会									合併時に、川内市の例により調整する。 ・県聴覚障害協会との関連もあるため調整が必要である。
心身障害者ふれあいの集い				町内に居住する身体障害者・知的障害者及びその保護者の福祉の向上を図る。 (対象者)身体障害者手帳所有者・知的障害者療育手帳所有者及びその保護者 (内容)講演・昼食・健康教育 平成13年度参加者86名						新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・1町のみの実施であるが、身体障害者と知的障害者の交流の場として継続が望ましい。
障害児デイサービス事業	心身に障害のある子供を通園させ、必要な教育を行うことにより、障害児福祉に寄与する。 (対象児童) ・在宅の知的障害児 ・肢体不自由児 ・その他障害児 (実施) 社会福祉協議会に委託 平成13年度 利用園児102人	心身障害児の通園の場を設けて障害児に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する。 (対象児童) ・在宅の知的障害児 ・肢体不自由児 ・その他障害児	障害児に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する。 (対象児童) ・通園指導になじむ障害のある幼児 (実施) ・川内市へ委託							合併時に、川内市の例により調整する。 ・支援制度での事業となるので基本的に現行のままとする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。 (対象) ・介護サービス利用者、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者 ・老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ・後見人の報酬等必要になる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 平成14年度予算 3人 1,349千円 国1/2県1/4市1/4		成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。 (対象) ・介護サービス利用者、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者 ・老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ・後見人の報酬等必要になる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 平成14年度予算 110千円 国1/2県1/4町1/4							現行のまま新市に引き継ぐ。 ・今後は増加する見込みである。
福祉タクシー助成事業	身体障害者がタクシーを利用した場合に、タクシー料金の一部を助成する日常生活の利便及び社会福祉の増進を図る 対象 下肢・体幹・視覚障害手帳1～2級所持者及び内部機能障害者1級手帳所持者 500円券 年16枚	重度身体障害者が通院等にタクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成する。日常生活上の負担の軽減を図り、福祉の向上に寄与する 対象 1. 重度身体障害者(手帳の2級以上) 2. 知的障害者(療育手帳所持者) 500円券 年30枚								合併時に、新たに制度等を制定する。 ・1市1町だけの実施であり事業の存続について検討が必要である。
朗読奉仕員養成事業	視覚障害者が社会生活を支障なく送ることができるよう、音声訳を社会に広めるため音声訳テープ作成ボランティアを養成する 委託 市視力障害者協会									合併時に、川内市の例により調整する。 ・障害者社会参加促進事業のメニューであり、継続する。

提案第12号

高齢者福祉事業について

合併協定項目23-11号「高齢者福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年8月12日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓朗

【 調整方針（案） 】

高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
老人保護措置事業
シルバー人材センター事業
在宅介護訪問指導
さざらし会館管理運営事務
- 2 川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
老人クラブ活動補助
地域ケア推進事業
- 3 入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
移送費助成事業

- 4 合併時に、新たに制度等を制定する。
 - ホームヘルプサービス事業
 - 生きがいデイサービス事業
 - ねたきり老人介護手当支給事業
 - 高齢者生活福祉センター運営委託事業
 - 高齢者福祉施設管理
 - 敬老事業
 - 住宅改造費助成事業
 - 高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術料助成事業
 - 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

- 5 新市に移行後、速やかに調整する。
 - 高齢者拠点及びサービス
 - 独居老人声かけ事業
 - 高齢者ふれあいサロン事業

- 6 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - 生きがい活動支援通所事業(事業運営)
 - いきいき 100 歳の店運営事業
 - 配食サービス
 - 老人健康教育事業
 - 緊急通報システム

- 7 廃止の方向で調整する。
 - 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
 - 金婚式
 - 独居老人給食サービス事業
 - 福祉機器・用具の貸し出し

平成 年 月 日 確認

高齢者福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

高齢者福祉に関する事業・制度について検討する。

介護予防生活支援事業、福祉サービス業務等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、保健福祉制度の充実に努める。

独自制度の内容に差異があるものは、高い水準に統一することが多い。一つの団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

3 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

高齢者福祉については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

岐阜県山県市（平成15年4月1日新設合併）

国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度とし、市全体で実施するよう調整するものとする。

高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施するものとする。

愛媛県南宇和合併協議会（平成16年10月1日目標 新設合併）

高齢者福祉業務については、原則として合併時に統一するものとする。

5町1村同一の事務処理をしているものは、現行のまま引き継ぐものとする。

1町のみ実施業務は従来の実績を考慮し、その制度の目的が効果的に達成されるよう調整に努めるものとする。

他の制度が活用できるものについては、廃止の方向で検討する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第20条の8

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

5 今後の協議スケジュール

平成15年 8月28日 各市町村協議回答

平成15年 9月 4日 （幹事会一次協議）

平成15年 9月18日 （幹事会二次協議）

平成15年 9月25日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
高齢者拠点及びサービス							地域老人の相談に心 じ、健康の増進と教 養の向上を図り、健 康で明るい生活を営 ませる活動拠点とす る	高齢者の健康づく り、生きがいづくり の活動を行う拠点施 設として高齢者多目 的ホールを設置し、 世代間交流活動や文 化・スポーツ活動等 の各種事業を展開す ることにより、健康 増進・介護予防を推 進する		新市に移行後、速やかに調 整する。 ・事業を実施している村と 事業内容及び施設の調整が 必要である。
高齢者の生きがいと健康づく り推進事業						高齢者がスポーツを 通じて、健康の保持 と親睦レクレエー ションによる生きが いを高め地域住民の 理解、協力を深め、 高齢者福祉の増進を 図る ・いきいきシルバ ースポーツ大会				廃止の方向で調整する。 ・16年度で事業が完了する ので廃止する。
ホームヘルプサービス事業	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、軽易な生活 援助サービスを提供す る。 ・外出時の援助 ・食事・食材の確保 ・寝具等大物の洗濯 ・生活上の助言等	在宅の一人暮らし高 齢者等の世帯に対し 人材を派遣して日常 生活上の援助を供与 する。 ・食事・食材の確保 ・家の周りの手入れ ・軽微な家具・電気 器具の修繕 ・薬の配達	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体的清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	合併時に、新たに制度等を 制定する。 ・県の補助事業であり、継 続して実施を行いサービ ス内容や利用料の調整をす る。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
生きがいデイサービス事業	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所により各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練 ・入浴サービス ・給食介護 (負担割合) 国1/2県1/4市1/4	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所により各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練 ・入浴サービス ・給食介護 1週間に1回 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	介護保険制度のサービスの対象とならない高齢者及び身体障害者に対し、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への防止し、在宅の自立生活が維持できるように教養講座や高齢者スポーツ活動、園芸、陶芸等の創作等を行う 対象者 65歳以上 (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・園芸・陶芸等 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	在宅の高齢者で、家にとじこもりがちなる者に対して、町デイサービスセンターで日常動作訓練や趣味活動等の各種サービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 1回300円 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	要介護認定の結果自立と判定された60歳以上の一人暮らし老人等で、家にとじこもりがちなる者(委託先) 社会福祉法人のぞみ園デイサービスセンター(内容) ・教養講座(健康いきが活動) ・高齢者スポーツ ・手芸、木工、絵画等 ・日常動作訓練 ・給食サービス ・入浴サービス 1回300円 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所による各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所による各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	介護の対象とならない、家にとじこもりがちなる高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることを予防する(内容) ・給食サービス ・入浴サービス ・日常動作訓練 ・趣味創作活動等 委託 村社会福祉協議会 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防する(内容) ・給食サービス ・入浴サービス ・日常動作訓練 ・趣味創作活動 1回500円 委託 村社会福祉協議会 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村で委託料や利用料に違いがあり調整する
ねたきり老人介護手当支給事業	在宅の要介護老人の介護者に対し、老人介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図る (支給)月額6,000円	町内に居住する在宅ねたきり老人、又は重度痴呆老人を介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額5,000円	65歳以上のねたきり老人・重度痴呆老人を在宅で3ヶ月以上介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額6,000円	町内に居住する在宅ねたきり老人、又は重度痴呆老人を介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額8,000円	在宅ねたきり老人又は重度痴呆老人を長期にわたり介護している者に対し、老人介護手当を支給する(支給)月額5,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額4,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	在宅の寝たきり老人又は重度の痴呆老人の介護者に対し、手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに在宅福祉の増進を図る (支給)月額3,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに在宅福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村により、支給対象者や支給額が違つため制度等を検討する。
高齢者生活福祉センター運営委託事業						高齢者のため、独立して生活すること不安がある者に対し、居住施設を提供することにより自立生活の助長と安全衛生上の配慮、さらに社会的孤立感の解消を図る 短期入所1日3,000円 委託社会福祉協議会		一人暮らしの高齢者等居宅において生活に不安のある者に対し、日常生活の介護、援助、各種相談、及び援助を行う委託 社会福祉協議会	高齢者の心身の健康を保持しふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対する介護支援居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図る委託 社会福祉協議会	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・団体によって、条例・要綱等が違い整理が必要である。
高齢者福祉施設管理	老人の教育の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、もって老人の健康及び福祉の増進を図る	老人に対して各種の相談に応じると共に健康増進、教養の向上及びレクリエーション並びに集會等に供する(資格) 65歳以上の老人 身体障害者手帳の交付を受けた者					高齢者に対して、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する	福祉施設をつねに良好な状態において管理し、地域住民の福祉相談、健康相談、講習会、集會、保教育、授産等保健福祉その他生活環境の改善を積極的に増進する	高齢者の心身の健康を保持しふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対する介護支援居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図る	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村によって、施設の規模・実施内容・使用料等に差があり検討が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業										
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
老人保護措置事業 (入所者の措置費請求)	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2市1/2	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・国の基準において実施しており、継続して実施する。
移送費助成事業			通院介助は、身体的に自力で歩行できない者及び家庭的に、自宅又は身近に通院介護のできる親類がいない者に送迎サービスを行う 委託先 入来町社会福祉協議会								合併時に、入来町の例により調整する。 ・1町の実施であるが、今後の高齢者福祉施策として必要である。
老人クラブ活動等補助	単位老人クラブに補助金を交付することにより高齢者の生きがい活動に資する ・老人クラブ連合会活動 会員数3960人 単位老人クラブ 73 国1/3県1/3市1/3	単位老人クラブに補助金を交付することにより、高齢者のいきがい活動に資する 会員数515人 老人クラブ 11 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援する 会員数654人 老人クラブ 12 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動に対して補助金を交付 会員数463人 老人クラブ 10 国1/3県1/3町1/3	単位老人クラブ活動の高齢者相互支援活動に対し補助 会員数1,196人 老人クラブ 15 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動に対して補助金を交付 会員数575人 老人クラブ 5 国1/3県1/3村1/3	老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面から支援する 会員数900人 老人クラブ 7 国1/3県1/3村1/3	村老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する 会員数530人 老人クラブ 8 国1/3県1/3村1/3	老人クラブの年間行事計画に基づき補助金を交付 会員数314人 老人クラブ 2 国1/3県1/3村1/3	合併時に、川内市の例により調整する。 ・各地域の老人クラブ連合会で補助金等が違うので、同一条件の補助で調整する。	
敬老事業	高齢者に対して、その長寿を祝福し敬老金又は特別敬老金を支給する (祝金) 88歳20,000円 99歳30,000円 100歳以上50,000円 (特別敬老金) 100歳の誕生日100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 80歳以上85歳未満 3,000円 85歳以上90歳未満 5,000円 90歳以上 10,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 居住年 (未達は施設入所者対象) 80歳以上85歳未満 1年以上 5,000円 1年未満 2,000円 85歳以上90歳未満 1年以上 6,000円 1年未満 3,000円 90歳以上 9,000円 1年以上 10,000円 1年未満 5,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 居住年 (未達は施設入所者対象) 80歳以上85歳未満 1年以上 5,000円 1年未満 2,000円 85歳以上90歳未満 1年以上 6,000円 1年未満 3,000円 90歳以上 9,000円 1年以上 10,000円 1年未満 5,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (敬老年金) 75歳から79歳3,000円 80歳から84歳4,000円 85歳から89歳5,000円 90歳から99歳10,000円 100歳到達者100,000円 (記念品) 100歳到達時20,000円 91歳以上6,000円 90歳到達10,000円 80歳から89歳2,000円	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿をお祝いする 式典・昼食 婦人会や幼稚園 保育園児の芸能発表 90歳以上 シーツ・寝巻き・祝菓子	長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図るために敬老年金を支給 (敬老金) 80歳以上5,000円 90歳以上10,000円 (年金)120,000円 米寿 記念品8,000~9,000円	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、長寿をお祝いするために開催 ・70歳以上 弁当・お菓子 ・90歳以上 弁当・お菓子・記念品・毛布 ・100歳 弁当・お菓子 記念品 15,000~20,000円 祝金100,000円	長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図るために敬老年金を支給 (年金) 80歳到達者から10,000円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・事業内容について、生きがいサービス事業に取り込めないが今後検討する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
生きがい活動支援通所事業 (事業運営)			在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対し通所により各種サービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図る (内容) おおむね65歳以上 ・生活指導 ・日常動作訓練 ・養護 ・健康チェック ・送迎 ・入浴サービス ・給食サービス 1回700円							新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・事業内容について、生きがいディサービス事業に取り込めないが今後検討する。
シルバー人材センター事業	高齢者の能力を生かし活力ある地域づくりに資するため、シルバー人材センターに対して補助する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負、高齢者の生きがいの充実、福祉の推進を図る おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負、高齢者の生きがいの充実、福祉の推進を図る おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者の就業の機会を開拓、就業の場を提供することにより、高齢者に生きがい作りを推進しながら、健康で活力を提供する おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し生活の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者の就業の機会を開拓、就業の場を提供することにより、高齢者に生きがい作りを推進しながら、健康で活力を提供する 60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し生活の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することにより、社会参加を促進し、生活感の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等		現行のまま新市に引き継ぐ。 ・国の基準により実施しており、今後も継続して行う。
金婚式		結婚50年戦中戦後の困難を克服され、夫婦協力され円満な家庭を築き、さらに社会のために尽くし今日の日本を再建に貢献された方々に対しお祝いをする 委託 町社会福祉協議会			結婚50年目を迎えられた夫婦並びに結婚後配偶者を亡くされ現在1人の方を対象に大正・昭和・平成の激動の時代を強く生き抜かれ、家庭の繁栄と郷土の発展に大きく寄与された功績やご苦労に対し深い敬意と感謝を表すため金婚式を催す 料理・記念品・記念写真	長年にわたり二人で社会の発展向上に貢献された夫婦に対し金婚式を祝う 記念品	長年にわたり社会の発展に貢献された老人に対して長寿を褒賞し、併せて村民の敬老精神を高める 記念品			廃止の方向で調整する ・市町村によって、実施していないところがあり、新市になった場合、広範囲での実施は困難である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
いきいき100歳の店運営事業	高齢者の生きがい対策の一つとして技能等を生かした作品の販売などをとおして活躍できる地域社会を目指す ・店借上料・電気代・電話代									新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・今後において、シルバー人材センターの事業として統合できないか検討して行く。
独居老人声かけ事業		独り暮らし老人に対し、乳酸飲料を支給し、声かけを行うことにより、健康管理及び安否の確認に役立てる 75歳以上の独居老人		独り暮らし老人に対し、乳酸飲料を支給し、声かけを行うことにより、健康管理及び安否の確認に役立てる 70歳以上の独居高齢者						新市に移行後、速やかに調整する。 ・市町村によって、ライオンズクラブやもしびグループなどボランティア団体で実施しているところと、在宅福祉アドバイザー事業へ統合しているところがあり調整が必要である。
独居老人給食サービス事業									一人暮らしや虚弱な高齢者に食事を提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者の自立した食生活の維持や安否の確認など在宅福祉の推進を図る	廃止の方向で調整する。 ・給食サービスだけの提供であれば、他のサービス事業で対応する。
配食サービス	在宅の虚弱な高齢者宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う 対象者 ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦とも65歳以上の二人暮らしの虚弱な高齢者 1日1人2食 昼食夕食 国1/2県1/4市1/4	在宅一人暮らしや夫婦暮らしで、虚弱な高齢者及び重度身体障害者等の日常生活に支障のあるものに対して配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者 ・1日1回(昼食・夕食) 1食350円 国1/2県1/4町1/4	一人暮らし、夫婦暮らし及び身体障害者等で、日常生活に支障のある者に対して配食を行い、福祉給食を行うことにより、食生活の改善と健康増進並びに孤独感の解消を図る ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者 ・1日1回(昼食・夕食) 1食400円・365日・1日2食 国1/2県1/4町1/4	在宅の虚弱な高齢者宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善、孤独感の解消を行う ・75歳以上の一人暮らし ・毎週水曜日(年末・年始除く) (昼食)200円 単独事業	在宅一人暮らしや夫婦暮らしで、虚弱な高齢者及び重度身体障害者等の日常生活に支障のあるものに対して配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・おおむね65歳以上の高齢者 ・週6日 夕食分1回300円 国県3/4町1/4	在宅の虚弱な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善及び孤独感の解消を図るとともに、安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で ・1日1人(昼食・夕食) ・1日1人(昼食・夕食)400円 国1/2県1/4村1/4	在宅の一人暮らしの虚弱な高齢者65歳以上の高齢者、身体障害者の家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、毎日配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦とも70歳以上の虚弱者 1日1人2食 昼食・及び夕食	ひとり暮らしや虚弱な高齢者等に食事を提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した食生活の維持や安否の確認など在宅福祉の推進を図る ・70歳以上一人暮らしの虚弱者 ・夫婦とも70歳以上の虚弱者 1日1人2食 昼食・及び夕食	在宅の虚弱老人及びねたきり老人に対し通所及び訪問の方法により各種サービスを提供することにより、老人の自立した食生活の助長、社会的孤独感の解消及び維持向上を図る ・65歳以上の虚弱者 ・65歳未満の初期痴呆者 ・身体障害者 1日1回 400円 単独事業	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・各市町村で実施しており、条例・利用料・委託料がそれぞれ異なり一定期間置いて調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
福祉機器・用具の貸出		入院、施設入所者が居宅に一時的に帰省する際に、車いす等の福祉用具を貸し出し、介護者の介護負担の軽減を図る ・貸し出し期間 2週間以内								廃止の方向で調整する ・1町のみの実施であるが、他のサービス事業で統合する等の検討を行う。
地域ケア推進事業	高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総括的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る	高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総括的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る	高齢者のニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、福祉、介護保険事業等に係る各種サービスを総合的に調整、推進する		要介護認定などの情報を活用し、自立や要支援となった者等について「介護予防・生活支援」の観点から、介護保険外のサービスを提供するため、保健福祉に係る各種サービスを総合的に調整、推進する					合併時に、川内市の例により調整する。 ・国の基準においての実施のため問題はないように思われる。 ・各市町村で構成・実施方法が違つう。
在宅介護訪問指導	基幹型在宅支援センター訪問指導嘱託員による高齢者の訪問指導			老人保健法に基づき、在宅看護士2人で高齢者の訪問指導						現行のまま新市に引き継ぐ。 ・在宅介護訪問指導を基幹型(市直営)在宅介護支援センター職員が行っているため地域型へ移管できないか検討する。
住宅改造費助成事業	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3市1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3		在宅の要援護高齢者及び重度身体障害者に対して、その者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することによって日常生活の向上を図る(事業内容) 廊下、階段、浴槽、洗面所、寝室、居室、玄関外部、台所、便所、脱衣所、その他在宅での日常生活の向上に資する設備 県1/3 村1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3村1/3本人1/3	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・助成対象者の要件等の調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
高齢者ふれあいサロン事業		介護保険の対象外となるおおむね65歳以上の独居老人等を対象に自立的生活の助長、孤独感の解消を図る 町社会福祉協議会レクリエーション・談話・ゲーム・公民館施設清掃、健康チェック・健康体操・生活相談等								新市に移行後、速やかに調整する。 ・社会福祉協議会で実施しているところと、町から補助金を出しているところがあり調整する。
さざらし会館管理運営事務					さざらし会館の管理運営業務の委託(使用料) ・老人・障害者・寡婦 1階休養室230円 2階広間 150円 ・一般人 1階休養室300円 2階広間 150円 ・小人 1階休養室150円 2階広間 120円 ・入浴料 大人 150円 小人 80円					現行のまま新市に引き継ぐ。 ・現在ある施設なので、現行のとおりとする。
高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業	高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため高齢者がはり、きゅう、マッサージ、あんま又は指圧の施術を受けた場合に施術料の一部を助成する 65歳以上の者 1日1回以内 1年60回以内 1回700円	高齢者の健康保持のために行う鍼、灸治療費の一部を助成する 65歳以上の者 1枚600円 1月5回まで	高齢者の健康保持のために行う、はり・きゅう治療費の一部を助成する はり患者(末しょう神経疾患及び運動器疾患) 60歳以上 1日1回1年30回以内 1回600円	高齢者の健康の保持の増進を図り、もって福祉の向上に資するため、はり、きゅう又はマッサージの施術を受けた場合にその施術料の助成を行う 60歳以上の者 1年間 60枚 1枚 600円	老人に対して、はり、きゅう施術費の助成を行うことにより、老人の健康保持と保健の向上に寄与し、もって老人福祉の増進を図る 1回500円 1月3枚					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・継続事業として実施するが、助成金や対象者等が異なり調整が必要である。
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の要介護老人に対し、その受けた寝具の洗濯、乾燥等の料金の一部を助成する。 (利用券)1枚 1,000円 1人 年7枚限度 (費用負担) 国1/2県1/4市1/4		老衰、心身の障害者及び傷病等に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを提供する。 各1枚 年2回 (費用負担) 国1/2県1/4町1/4	高齢で寝具の管理が十分できない一人暮らしに対し、寝具類の洗濯、乾燥消毒のサービスを提供する。 1年 2回 (費用負担) 国1/2県1/4町1/4	老衰、心身の障害及び傷病者等に対し、寝具類の洗濯、乾燥消毒のサービスを提供する。 1年 2回 (費用負担) 国1/2県1/4町1/4					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・委託先や利用料など実施方法を調整する。

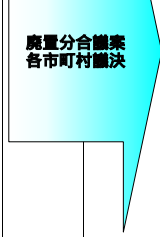
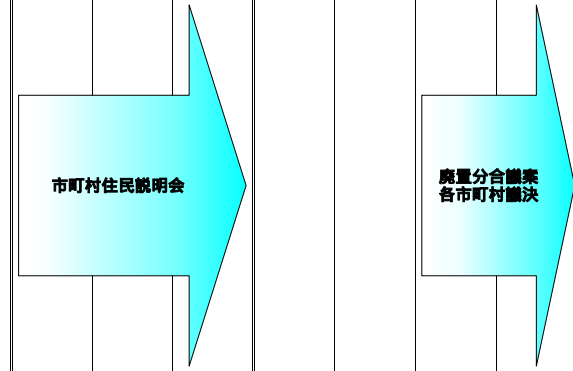
川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
老人健康教育事業				高齢者ひとり一人 が健康で快適な生活 を営むことができる ように、生きがいづ くりと健康増進につ いての研修と、ふれ あいによる仲間づく りを推進する。 (対象者)65歳以上 高齢者 講演会講師謝金・参 加賞・昼食代・参加 人数 80人 講演会・レクレ ーション(なんこ大会 カラオケ大会 特技 披露など)	高齢者の健康保持及 び増進、交通安全、 防犯を学習し、人生 の中で生きがいを見 だし、健康づくり の大切さに対する自 覚の高揚を図る。 (対象者)60歳以上 負担金1人700円 (内容) 健康教室・健康教育 ・血圧測定・心配ご と相談・交通安全や 防犯等の講話・昼食					新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。
緊急通報システム	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4市1/4	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4町1/4	在宅のひとり暮らし 高齢者に対し、急病 や災害等の緊急通報 装置を無償で給付す る。 65歳以上のひとり 暮らし世帯 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者等に対し、急病 や災害時連絡用の緊 急通報装置を貸与す る。 利用者負担金有り (所得税の状況によ る) 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 70歳以上 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や 災害等の緊急通報装 置を無償で貸与す る。 65歳以上 国1/2県1/4村1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4村1/4	在宅のひとり暮らし老人 の健康と安全の確保 のため緊急通報装置を設 置する 70歳以上 国1/2県1/4村1/4		新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。 ・システムが異なっており 調整が必要である。

(3) 報告事項
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

協議会		第1回 7月10日	第2回 7月24日	第3回 8月12日	第4回 8月28日	第5回 9月11日	第6回 9月25日	第7回 10月9日	第8回 10月24日	第9回 11月13日	第10回 11月27日	第11回 12月24日	第12回 1月15日	第13回 1月29日	第14回 2月12日	第15回 2月26日	第16回 3月25日						
幹事会				第2回 8月7日	第3回 8月22日	第4回 9月4日	第5回 9月18日	第6回 10月2日	第7回 10月16日	第8回 11月6日	第9回 11月20日	任書設定 11月25日	第10回 12月18日	第11回 1月8日	第12回 1月22日	第13回 2月5日	第14回 2月19日	第15回 3月18日					
1	合併の方式	基	第8号提案・決定																				
2	合併の期日	基	第9号提案・決定																				
3	事務所の位置	基	第10号提案・決定																				
4	11 条例、規則等の取扱い	S	第3号提案	第14号承認																			
5	23 -3 電算システム		第4号提案	第15号承認																			
6	14 使用料・手数料の取扱い	A	第5号提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認															
7	15 公共的団体等の取扱い		第6号提案					審議・承認															
8	23 -18 上・下水道事業		第7号提案					審議・承認															
9	8 地方税の取扱い	B	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認															
10	10 補助金・交付金等の取扱い		提案					審議・承認															
11	23 -10 障害者福祉事業		提案					審議・承認															
12	23 -11 高齢者福祉事業		提案					審議・承認															
13	5 財産の取扱い	C	幹事会協議	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	承認														
14	12 事務組織及び機構の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
15	16 国民健康保険制度の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
16	20 介護保険制度の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
17	23 -12 児童福祉事業		幹事会協議	提案				審議・承認															
18	17 町名・字名の取扱い	D	幹事会協議	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認														
19	23 自治会・行政連絡機構の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
20	23 -7 窓口業務		幹事会協議	提案					審議・承認														
21	23 -8 保健衛生事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
22	23 -9 環境衛生事業		幹事会協議	提案				審議・承認															
23	13 一部事務組合等の取扱い	E	幹事会協議	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認														
24	18 慣行の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
25	21 消防団の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
26	23 -1 男女共同参画事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
27	23 -4 広報広聴事業		幹事会協議	提案				審議・承認															
28	23 -5 消防防災関係事業		幹事会協議	提案				審議・承認															
29	6 議会議員の定数及び任期	F	幹事会協議	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認														
30	7 農業委員会委員の定数及び任期		幹事会協議	提案					審議・承認														
31	23 -2 姉妹都市・国際交流事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
32	23 -15 農林水産関係事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
33	23 -22 情報公開制度		幹事会協議	提案				審議・承認															
34	23 -6 交通関係事業	G	幹事会協議	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認														
35	23 -16 商工・観光関係事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
36	23 -17 建設関係事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
37	23 -19 学校教育事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
38	23 -20 コミュニティ施策		幹事会協議	提案					審議・承認														
39	23 -21 社会教育事業		幹事会協議	提案				審議・承認															
40	3 新市の名称	(要綱)	(継続協議)	(審議)				幹事会協議															
41	9 一般職の職員身分の取扱い	H	幹事会協議	提案	市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議	二次協議	審議・承認														
42	10 特別職の職員身分の取扱い		幹事会協議	提案					審議・承認														
43	23 -13 生活保護事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
44	23 -14 その他福祉事業		幹事会協議	提案					審議・承認														
45	23 -23 その他事業		幹事会協議	提案				審議・承認															
46	24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B		原案提案			一次集約	原案審議	原案審議	修正案提案	二次集約	修正案審議	計画決定										



地域情報化計画の策定について

1. 計画策定の目的・期間

現状と課題を把握し、その克服のために情報化施策を体系化することで、新市の総合的な情報化のあるべき姿を示すものとする。

計画の期間は、平成16年度から平成26年度とする。

2. 計画策定作業期間

平成15年7月～11月

3. 計画の構成

(1) 現状分析

・地域（各市町村、住民等）の情報化の現状・意向調査（アンケート調査等）

(2) 課題整理との方策

・現状、意向調査などから導き出される課題整理との方策を示す。

[1.合併日（合併まで） 2.合併後の年次的、段階的]

(3) 情報化の考え方

・身近な情報化のあり方 ・本庁・支所間のネットワークのあり方 ・行政の情報化のあり方
・分野別（教育、産業、医療・福祉、防災、コミュニティ、行政など）のあり方 など

(4) 情報の保護及び安全性等の確保 ・個人情報の保護 ・セキュリティ

(5) 計画推進のための体制 ・新市における体制整備

(6) 事業計画 ・具体的な事業計画と概算経費

4. 策定体制

(1) 策定組織の設置

住民代表等からなる新市地域情報化計画策定懇話会、各専門部会、各市町村の意見等を踏まえ、行政職員からなる地域情報化調整会議及び地域情報化作業部会を中心に計画案を作成する。

(2) 幹事会、協議会への提案、協議

作成された計画案を幹事会で協議し、法定協議会に提案、協議・決定する。

(3) 策定作業に係る事務局 協議会事務局及び電算情報専門部会事務局の共同運営

5. 策定作業スケジュール

7月下旬	調整会議、作業部会始動（計画策定まで） 計画素案を作成
7月17日	懇話会委員（市町村代表の住民）推薦依頼
8月11日	懇話会委員（民間委員）の市町村推薦のとりまとめ 有識者依頼
8月中旬	アンケート調査(住民、学生・生徒、産業団体、市町村等職員)、意向調査(分科会、学校)
9月上旬	懇話会始動。11月まで4回程度開催し、要望や計画素案に対して意見

聴取

- 9月中旬 アンケート調査等とりまとめ
- 11月まで随時 計画素案に対する意見照会・集約（各専門部会・分科会、市町村）
- 11月まで随時 必要に応じて幹事会等に進捗を報告
- 11月6日 幹事会(第8回)提案
- 11月13日 協議会(第9回)提案・協議
- 11月27日 協議会(第10回)決定 [計画決定]

6. 具体的作業内容

- (1) 提供資料による現況調査……(資料は集約済) ・計画書案の作成のために参考とする。
- (2) 行政職員の会議……(集約済) ・計画案等についての検討
- 地域情報化調整会議**(部課長級等) **地域情報化作業部会**(係長級等)
- (3) 住民代表の会議(地域情報化計画策定懇話会) ・情報化及び計画案等に対する意見
各市町村の住民代表2名ずつの選出依頼…… 依頼済(8/11まで)
学識経験者の選出(若干名) …… 住民代表推薦集約後
- (4) アンケート調査等の実施 ・情報環境、得たい情報、情報化に望むことなどを調査する。
- 住民アンケート調査**……市町村世帯数に比例して抽出
[8月中旬送付予定 9月上旬回収予定]
- 学生・生徒アンケート調査**……地域内の高校等 [9月上旬送付予定 9月中旬回収予定]
- 産業団体アンケート調査**……地域内の農協、漁協、商工会等
[8月中旬送付予定 8月下旬回収予定]
- 市町村立学校意向調査**……市町村立小中学校 [9月上旬送付予定 9月中旬回収予定]
- 市町村職員アンケート調査**……市町村・一部事務組合の全職員
[8月中旬送付予定 9月上旬回収予定]
- 分科会意向調査**……新市としての分野ごとの意向
[8月中旬送付予定 8月下旬回収予定]
- (5) 計画案に対する意見
- 計画案等について、随時、各専門部会(分科会)、各市町村に意見照会

新市名称等検討小委員会の報告について

1. 日 時 平成15年7月24日(木) 13:30~
2. 場 所 祁答院町 いこいの村いむた池
3. 報告事項

町名・字名について

- ・ 9市町村の大字名数(合計94)について説明した。

川内市(65)

樋脇町(3)

入来町(2)

東郷町(6)

祁答院町(4)

里村(1)

上甕村(7)

下甕村(5)

鹿島村(1)

- ・ 町名・字名の取扱いに係る選択例として、地方自治法260条に基づく手続きが不必要な、現行のすべての町名、街区表示名及び大字名をそのまま大字名にする例(市神田町)や、地方自治法260条に基づく手続きが必要な現行のすべての大字の前に旧町名をつける例(市樋脇町市比野)などについて説明した。
- ・ 小委員会として、町名・字名については、まちづくり広聴会などで、住民の意見を聞いてほしいと意見が出された。

【参考】地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

- 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

社会福祉協議会の協議状況について

*参考【川西薩地区】

日 時	会議名	場 所	協議内容	備 考
平成 14 年 12 月 18 日	事務局長会議 (2 市 4 町 4 村)	川内市総合 福祉会館	・川西薩地区社会福祉協議会を組織し、社会福祉法人の合併協議を進める。 ・現況調査に取り組む。 ・平成 16 年 10 月に社協合併を進める。	
平成 15 年 1 月 20 日	事務局長会議 (2 市 4 町 3 村)	川内市総合 福祉会館	・14 年度事務事業現況調査の依頼 ・収支状況調査について	下甕村不参加
2 月 19 日	事務局長会議	川内市総合 福祉会館	・12 月調査依頼の集計概要 ・合併事務に必要な理事会・評議委員会の議案等 議案 川西薩地区社協合併協議会の設置 規約、規程、予算(案) 事務事業一元化調整方針(案)	
3 月	各市町村社協 理事会・評議員会	2 市 4 町 3 村	川西薩地区社協合併協議会設置を議決	3 月 27 日までに議決
4 月 18 日	事務局長会議	川内市総合 福祉会館	・これまでの調査結果について	
5 月 16 日	事務局長会議	川内市総合 福祉会館	・事務事業の調査、定款・規程等調査の結果を踏まえ、一元化について検討 ・新社協の将来構想等について	
6 月 18 日	事務局長会議	川内市総合 福祉会館	・社協合併事務の進め方 ・新社協の将来構想等について検討	
7 月 10 日	事務局長会議	川内市総合 福祉会館	・社協合併事務の進め方 ・新社協の将来構想等について検討	

*合併関係市町村の枠組み関係により、川西薩地区社協合併協議会は開催していない。

【川薩地区】

日 時	会議名	場 所	協議内容	備 考
平成 15 年 7 月 10 日	事務局長会議	川内市総合 福祉会館	社協合併の進め方について	
7 月	各市町村社協 理事会・評議員会	1 市 4 町 4 村	川薩地区社協合併協議会設置を議決	7 月 28 日までに議決
7 月 30 日	川薩地区社協 会長、副会長会 (1 市 4 町 4 村)	川内市総合 福祉会館	・8 月 6 日第 1 回川薩地区社協合併協議会事前協議	
8 月 6 日	第 1 回川薩地区 社協合併協議会	川内市総合 福祉会館	・会長、副会長選任 会 長 下大迫長徳氏(川内市社協会長) 副会長 桑波田武則氏(祁答院町社協会長) 柳 範 一氏(上甕村社協会長) [承認事項] ・平成 15 年度事業計画、予算 ・事務事業一元化調整方針 ・新市社会福祉協議会将来構想(3 つの柱、7 項目) ・新市社会福祉協議会組織、機構整備方針 (5 つの基本方針) ・合併協定項目(16 項目)	

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月31日：第1号発送（第1回協議会） ・ 第2号は8月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年8月5日現在 アクセス件数 1,522件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回議事録 8月1日：調製・関係市町村発送 ・ 第2回議事録は8月中旬発送予定
新市まちづくり 計画策定 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月25日 プロジェクト会議[第1回]会議開催 ・ 7月29日 政策検討部会 / 財政検討部会 会議開催 ・ 8月1日 プロジェクト会議[第2回]会議開催 ・ 8月5日 政策検討部会 / 財政検討部会 会議開催 ・ 8月7日 幹事会へ計画原案を提案 ・ 8月12日 協議会へ計画原案を提案 <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月17日～まちづくり広聴会の開催 52会場 ・ 9月1日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 ・ 9月9日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 ・ 9月18日 第5回幹事会において計画原案審議 ・ 9月25日 第6回協議会において計画原案審議
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会開催状況（7月10日～7月31日） 専門部会 延べ 6回 分科会 延べ 20回 ・ 調整会議開催状況 事務組織調整会議（作業部会） 1回 地区コミュニティ調整会議（作業部会） 地域情報化調整会議（作業部会） 1回 ・ 議会議長会議 1回 ・ 農業委員会会長会議 ・ 例規作業部会の設置（総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会） <p>[次期提案項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月28日 C群提案 「財産の取扱い」 「事務組織及び機構の取扱い」 「国民健康保険事業の取扱い」 「介護保険事業の取扱い」 「児童福祉事業」 <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会で事務事業再調整作業（分科会協議に併せ随時） ・ 合併協定項目議案調製作業（7月～11月） ・ 例規原案作成作業（7月～H16.3月） ・ 事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月） ・ 地域情報化計画策定作業（7月～12月）

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	祁答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 祁答院地区消防組合の調整方針について	[祁答院地区消防組合での調整方針案] 「祁答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成16年10月11日）に祁答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 祁答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	祁答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・祁答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・他組合の調整についても、9月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係5町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・解散の考え方は、平成16年10月入来町・祁答院町の脱退、平成17年1月解散（消滅） ・一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・最終議案調整を8月25日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・業務別会議を開催する。 ・組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・協議検討に必要な資料の作成依頼 ・関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議 (1市2町)	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・組合を構成する1市2町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・新市での体制を想定し、協議を進める。

(4) その他

・次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	出席者
第3回幹事会	8月22日(金) 午後1時30分~	アミティプラザ東郷 (東郷町)	幹事・・・助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー
第4回協議会	8月28日(木) 午後1時30分~	ホテル太陽パレス (川内市)	委員・・・首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問

合併協定項目 協議順

*本協議区分及び協議順は、予定であり今後の調整協議により変更される場合がある。

	自治体の存立に関わる基本的な事項	群	幹事会 協議日	提案		決定		専 門 部 会	分 科 会
				提案 月日	協議会	決定 月日	協議会		
1	1 合併の方式	基		7/10	第1回	7/10	第1回	(協議会事務局)	
2	2 合併の期日							(協議会事務局)	
3	4 新市の事務所の位置							(協議会事務局)	
4	11 条例、規則等の取扱い	S	7/3	7/10	第1回	7/24	第2回	総務(全般)	文書法制・選挙・庁舎管理(関係分科会)
5	23 -3 電算システム							電算情報	電算情報
6	24 新市まちづくり計画		8/7	8/12	第3回	12/24	第11回	全般	関係分科会
7	14 使用料、手数料等の取扱い							全般	関係分科会
8	15 公共的団体等の取扱い	A	7/17	7/24	第2回	9/25	第6回	全般	関係分科会
9	23 -18 上・下水道事業							上下水道	所属全分科会
10	8 地方税の取扱い							総務	税務
11	16 補助金、交付金等の取扱い	B	7/17	8/12	第3回	9/25	第6回	全般	関係分科会
12	23 -10 障害者福祉事業							住民健康福祉	福祉
13	23 -11 高齢者福祉事業							住民健康福祉	福祉
14	5 財産の取扱い	C	8/7	8/28	第4回	10/24	第8回	企画財政	管財
15	12 事務組織及び機構の取扱い							総務	事務管理
16	19 国民健康保険事業の取扱い							住民健康福祉	国保介護
17	20 介護保険事業の取扱い							住民健康福祉	国保介護
18	23 -12 児童福祉事業							住民健康福祉	福祉
19	17 町名・字名の取扱い	D	8/22	9/11	第5回	10/24	第8回	企画財政	企画・男女共同参画
20	22 自治会・行政連絡機構の取扱い							企画財政	自治振興
21	23 -7 窓口業務							住民健康福祉(全般)	住民(全般)
22	23 -8 保健衛生事業							住民健康福祉	健康管理
23	23 -9 環境衛生事業							住民健康福祉	環境
24	13 一部事務組合等の取扱い	E	9/4	9/25	第6回	11/27	第10回	総務/住民健康福祉/ 産業経済	関係分科会/一部事務組合
25	18 慣行の取扱い							総務(全般)	事務管理(全般)
26	21 消防団の取扱い							総務	消防防災
27	23 -1 男女共同参画事業							企画財政	企画・男女共同参画
28	23 -4 広報広聴関係事業							企画財政	広報
29	23 -5 消防防災関係事業							総務	消防防災
30	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	F	9/18	10/9	第7回	11/27	第10回	議会・監査	議会事務局
31	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い							産業経済部会	農業委員会
32	23 -2 姉妹都市・国際交流事業							企画財政	国際交流
33	23 -15 農林水産関係事業							産業経済	農林畜産/農業土木/水産/ 農業委員会/企業誘致・ 港振興
34	23 -22 情報公開制度							総務	文書法制・選挙・庁舎管理
35	23 -6 交通関係事業	G	10/2	10/24	第8回	12/24	第11回	産業経済	商工業・運輸
36	23 -16 商工・観光関係事業							産業経済	商工業・運輸/観光イベント/ 宿泊施設
37	23 -17 建設関係事業							建設	所属全分科会
38	23 -19 学校教育事業							教育	教育総務・給食/学校教育/ 教育振興施設
39	23 -20 コミュニティ施策							教育/企画財政	社会教育/自治振興
40	23 -21 社会教育事業	教育	社会教育/文化振興/スポ ーツ振興/教育振興施設						
41	9 一般職の職員の身分の取扱い	H	10/16	11/13	第9回	12/24	第11回	総務	人事厚生
42	10 特別職の身分の取扱い							総務	人事厚生
43	23 -13 生活保護事業							住民健康福祉	福祉
44	23 -14 その他の福祉事業							住民健康福祉	福祉
45	23 -23 その他事業							全般	財政/会計/契約/監査
46	3 新市の名称	基	11/20	11/27	第10回			(協議会事務局)	(小委員会)

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	樺島町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市役所6 階大会議室
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市役所 6階大会議室
	9	木	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	協議会 予備日			(未定)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	6	木	13:30	第8回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H 群提案	樺島町ホテル グリーンヒル
	17	月	13:30	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第9回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	27	木	13:30	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E, F 群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽バレス
12	4	木	13:30	幹事会予備			川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会予備			川内市ホテル 太陽バレス
	18	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第11回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 G, H 群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 バレス
1	8	木	13:30	第11回幹事会			東郷町アミテ イプラザ東郷
	15	木	13:30	第12回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	樺島町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第12回幹事会		↑ 各市町村 住民説明会 ↓	川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)審議		
2	5	木	13:30	第13回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽バレス
	19	木	13:30	第14回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第15回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第15回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第16回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽バレス
4	1	木	13:30	第16回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第17回協議会			樺島町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第17回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第18回協議会			川内市ホテル 太陽バレス

まちづくり広聴会日程

月	日	曜	協議会日程	会場1				会場2				
				市町村名	地区名	会場名	開催時間	市町村名	地区名	会場名	開催時間	
8	17	日		夜					下甑村	長浜地区	振興センター	1400-1600
	18	月		夜	東郷町	藤川校区	藤川校区コミセン	1930-2130	下甑村	手打地区	中央公民館	1930-2130
	19	火		夜	東郷町	鳥丸校区	鳥丸校区コミセン	1930-2130	下甑村	瀬々野浦地区	高齢者福祉館	1000-1200
	20	水		夜	東郷町	斧淵校区	斧淵校区コミセン	1930-2130	下甑村	青瀬地区	児童館	1400-1600
	21	木		夜	東郷町	山田校区	山田校区コミセン	1930-2130	下甑村	片野浦地区	コミュニティセンター	1930-2130
	22	金	第3回幹事会	夜	東郷町	南瀬校区	南瀬校区コミセン	1930-2130				
	23	土		昼								
				夜	上甑村	平良校区	上甑村生活館	1930-2100				
	24	日		朝								
				昼	上甑村	中甑校区	上甑村老人福祉センター	1330-1500				
				夜	上甑村	浦内校区	瀬上地区集会所	1930-2100				
	25	月		夜	川内市	湯田校区	湯田集会所	1900-2100	下甑村	内川内地区	内川内集会所	1000-1200
	26	火		夜	川内市	陽成校区	陽成校区公民館	1900-2100	川内市	吉川校区	吉川集会所	1900-2100
	27	水		夜	川内市	城上校区	城上集会所	1900-2100	川内市	高来校区	高来校区公民館	1900-2100
	28	木	第4回協議会	夜								
	29	金		夜	川内市	育英校区	育英集会所	1900-2100	川内市	八幡校区	八幡校区公民館	1900-2100
	30	土		朝	里村	里地区	里村中央公民館	1000-1200				
				昼					川内市	滄浪校区	滄浪校区公民館	1300-1500
				夜	里村	里地区	里村中央公民館	1930-2100	川内市	寄田校区	寄田校区公民館	1900-2100
	31	日		朝					川内市	可愛校区	中央公民館	1000-1200
				昼	鹿島村	蘭牟田	公民館	1400-1530	川内市	峰山校区	峰山校区公民館	1300-1500
				夜	鹿島村	蘭牟田	公民館	1930-2100	川内市	永利校区	永利集会所	1900-2100
9	1	月	まちづくりフォーラム	夜								
	2	火		夜	川内市	水引校区	水引集会所	1900-2100	川内市	平佐東校区	平佐東集会所	1930-2130
	3	水		夜	入来町	八重地区	八重集会場分館	1930-2100				
	4	木	第4回幹事会	夜								
	5	金		夜	入来町	朝陽校区	朝陽ふるさと会館	1930-2100	樋脇町	野下地区	営農研修館	1930-2130
	6	土		昼								
				夜								
	7	日		朝								
				昼	入来町	大馬越校区	大馬越農村研修館	1400-1530				
				夜	入来町	入来校区	入来町役場	1930-2100	樋脇町	市比野地区	休養会館	1900-2100
	8	月		夜	入来町	副田校区	高齢者センター	1930-2100	樋脇町	倉野地区	青少年集会所	1930-2130
	9	火	まちづくりフォーラム	夜					樋脇町	塔之原地区	中央公民館	1930-2130
	10	水		夜	川内市	平佐西校区	国際交流センター	1900-2100	川内市	隈之城校区	セントピア	1900-2100
	11	木	第5回協議会	夜					樋脇町	藤本地区	青少年集会所	1930-2130
	12	金		夜	川内市	西方校区	町公民館	1900-2100	川内市	川内校区	すこやかふれあいプラザ	1900-2100
	13	土		夜	川内市	亀山校区	亀山集会所	1830-2030				
	14	日		夜								
	15	月		夜								
	16	火		夜								
	17	水		夜								
	18	木	第5回幹事会 【計画原案審議】	夜								
計					25				27			

平日は夜のみ開催を予定します。
 開始時間は朝：10時～、昼：14時～、夜：19:30～と予定しますが、要望により調整します。
 基本的に1日2会場で開催予定です。(協議会事務局は2班編成)